

令和元年第5回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号 (9月19日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	5
開会の宣告	6
開議の宣告	6
議事日程の報告	6
諸般の報告	6
村長挨拶	7
仮議席の指定	8
議席の指定	8
常任委員の選任について	9
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
一般質問	10
北 條 利 雄 君	10
前 田 武 久 君	27
森 隆 之 君	38
関 根 英 也 君	42
遠 藤 貴 人 君	52
報告第3号の上程、説明、質疑	58
議案第68号の上程、説明、質疑、採決	60
議案第69号～議案第82号の上程、説明	61
議案第83号～議案第92号の上程、説明	63
監査報告	75

議案第93号～議案第102号の上程、説明	77
議案第103号の上程、説明	85
議員派遣について	86
散会の宣告	86

第2号 (9月26日)

議事日程	89
本日の会議に付した事件	92
出席議員	92
欠席議員	92
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	92
職務のため出席した者の職氏名	92
開議の宣告	93
議事日程の報告	93
議案第69号～議案第82号の質疑、討論、採決	93
議案第83号～議案第92号の質疑、討論、採決	96
議案第93号～議案第102号の質疑、討論、採決	102
議案第103号の質疑、討論、採決	107
日程の追加	108
議案第104号の上程、説明、採決	108
諮問第1号の上程、説明、採決	109
閉会の宣告	110
署名議員	111

第 5 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和元年第5回鮫川村議会定例会

議事日程(第1号)

令和元年9月19日(木曜日)午前10時開会

- 日程第 1 村長挨拶
- 日程第 2 仮議席の指定
- 日程第 3 議席の指定
- 日程第 4 常任委員の選任について
- 日程第 5 会議録署名議員の指名
- 日程第 6 会期の決定
- 日程第 7 一般質問
- 日程第 8 報告第 3号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
報告内容の説明・審査結果報告・質疑
- 日程第 9 議案第 68号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度鮫川村一般会計補正予算(第3号))
提案理由の説明・質疑・採決
- 日程第 10 議案第 69号 鮫川村森林環境譲与税基金条例
提案理由の説明
- 日程第 11 議案第 70号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第 12 議案第 71号 鮫川村税条例等の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第 13 議案第 72号 鮫川村行政財産使用料条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第 14 議案第 73号 語学指導等を行う外国青年の報酬に関する条例の一部を改正する条例
提案理由の説明

- 日程第15 議案第 74号 鮫川村認定こども園条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第16 議案第 75号 鮫川村公民館条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第17 議案第 76号 鮫川村青少年広場設置条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第18 議案第 77号 鮫川村村民体育館設置条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第19 議案第 78号 鮫川村農業者トレーニングセンター設置条例の一部を改正する
条例
提案理由の説明
- 日程第20 議案第 79号 鮫川村保育料に関する条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第21 議案第 80号 鮫川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第22 議案第 81号 鮫川村河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第23 議案第 82号 鮫川村公共物管理条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第24 議案第 83号 平成30年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について
提案理由の説明・審査結果報告
- 日程第25 議案第 84号 平成30年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳
出決算認定について
提案理由の説明・審査結果報告
- 日程第26 議案第 85号 平成30年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳
出決算認定について
提案理由の説明・審査結果報告
- 日程第27 議案第 86号 平成30年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
提案理由の説明・審査結果報告

- 日程第 28 議案第 87号 平成30年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
提案理由の説明・審査結果報告
- 日程第 29 議案第 88号 平成30年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
提案理由の説明・審査結果報告
- 日程第 30 議案第 89号 平成30年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
提案理由の説明・審査結果報告
- 日程第 31 議案第 90号 平成30年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定について
提案理由の説明・審査結果報告
- 日程第 32 議案第 91号 平成30年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
提案理由の説明・審査結果報告
- 日程第 33 議案第 92号 平成30年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
提案理由の説明・審査結果報告
- 日程第 34 議案第 93号 令和元年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）
提案理由の説明
- 日程第 35 議案第 94号 令和元年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
提案理由の説明
- 日程第 36 議案第 95号 令和元年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）
提案理由の説明
- 日程第 37 議案第 96号 令和元年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
提案理由の説明
- 日程第 38 議案第 97号 令和元年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第1号）
提案理由の説明

日程第39 議案第 98号 令和元年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

提案理由の説明

日程第40 議案第 99号 令和元年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第2号）

提案理由の説明

日程第41 議案第100号 令和元年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第1号）

提案理由の説明

日程第42 議案第101号 令和元年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）

提案理由の説明

日程第43 議案第102号 令和元年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

提案理由の説明

日程第44 議案第103号 財産の取得について

提案理由の説明

日程第45 議案第104号 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（10名）

1番	関根浩治君	2番	森隆之君
3番	遠藤貴人君	5番	堀川照夫君
6番	北條利雄君	7番	関根英也君
8番	前田雅秀君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	関根政雄君	教育長	阿久津光市君
総務課長	鏑木重正君	職務代理	
農林商工課	星徹君	住民福祉課	斉藤利己君
		地域整備課	鈴木守弘君

教育課長 渡邊 敬 君

代表委員 森 洋 君
監査委員

會計兼
管理室長
会
管
理
者
出
納
室
長
鈴木節子 君

職務のため出席した者の職氏名

議事局長 古館 甚 子

書記 矢吹 かおり

◎開会の宣告

○議長（星 一彌君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、ただいまから令和元年第5回鮫川村議会定例会を開会いたします。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

○議会事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

本議会に村長及び教育委員会教育長職務代理者、代表監査委員に出席を求めました。

次に、7月4日及び8月26日、東白衛生組合議会臨時会が開催され、組合議会議員の遠藤貴人議員より、別紙のとおり議会結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。

8月7日、白河地方広域市町村圏整備組合第3回組合議会定例会が開催され、組合議会議員の議長、副議長より別紙のとおり議会結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。

8月21日から22日までの2日間、東白川地方町村議会議長会主催による要望活動が県庁で行われ、議長、副議長より、別紙のとおりその結果について報告がありましたので、その写しを配付してあります。

次に、受理しました陳情書は、配付しております請願・陳情等文書表のとおりであります。出張関係であります。お手元に配付しました報告書に概要を記載してありますので、これ

をもって報告いたします。

以上であります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長挨拶

○議長（星 一彌君） 日程第1、村長より挨拶の申し出がありました。発言を許します。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 令和元年第5回鮫川村議会定例会の開催をお願いしましたところ、全議員ご出席のもとに議案のご審議をいただきますことに、厚く御礼を申し上げたいと思います。

また、14日に開催しました敬老会には、全議員ご出席いただきましたことに、重ねて御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

さて、私の村長就任後、9月2日の初登庁から既に2週間が経過をいたしました。福島県初め各市町村長へのご挨拶から始まり、重要案件の決済など、村長職というこの重責に身が引き締まる毎日であります。公務につきましても、各課長初め親切丁寧な職員の各位の力をおかりしながら、ふなれな職務に1日でも早くなれるよう努力をしているところであります。

このたびの32年ぶりの村長選挙を通して、多くの村民との出会い、そして村民の皆様から数々の学びを得ることができました。全ては村民のためにを政策目標に掲げながら、村民の皆様、そして議会の皆様、そして職員各位と力を合わせて職務を遂行したいと考えております。

なお、政治姿勢、政策方針につきましては、一般質問の答弁にてご説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

今議会に提案しました平成30年度会計の決算につきましては、全会計が黒字となりました。

一般会計が繰越明許費繰越額を除きまして1億7,200万5,262円、9つの特別会計で2,426万17円、一般会計、特別会計合わせて1億9,646万5,279円を、次年度に繰り越すことができました。

この決算につきましては、去る7月30日から8月6日までの5日間、決算審査を受けたところであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定に基づく財政健全化を判断する比

率についても、審査をしていただきました。後ほど代表監査委員会からのご報告がありますが、いずれの比率も国が定める早期健全化基準をクリアしている状況にあります。

さて、今定例会でご審議をいただく審議についてであります。報告案件が1件、専決処分承認を求める案件が1件、条例案件が14議案、決算認定案件が、一般会計と9つの特別会計合わせて10議案、令和元年度の補正予算が、一般会計と9つの特別会計合わせて10議案、財産の取得に関する議案が1議案、合計報告案件が1件と36議案であります。このほか、追加議案として人事案件2件、教育委員、人権擁護委員の提案を予定しております。

提案しました議案につきましては、十分にご審議をいただき、原案にご賛同いただきますようお願い申し上げます、ご挨拶にかえさせていただきます。

○議長（星 一彌君） これで村長の挨拶が終わります。

◎仮議席の指定

○議長（星 一彌君） 日程第2、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

ここで、暫時休議いたします。

(午前10時07分)

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時08分)

◎議席の指定

○議長（星 一彌君） 日程第3、議席の指定を行います。

議席につきましては、会議規則第4条第3項の規定により、議長は必要があるとき議席を変更することができるとなっております。今回の補欠選挙で新たに1名が議員となられたことにより、議席の指定をしようとするものであります。

議席を指定します。

1番、関根浩治君、2番、森隆之君、3番、遠藤貴人君、5番、堀川照夫君、6番、北條利雄君、7番、関根英也君、8番、前田雅秀君、9番、前田武久君、10番、宗田雅之君、11番、星一彌君。

以上のとおり、議席を指定します。

議席の移動を願います。

◎常任委員の選任について

○議長（星 一彌君） 日程第4、常任委員の選任についてを行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、議会委員会条例第5条第4項の規定により、総務文教常任委員に關根浩治君を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、選任することに決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（星 一彌君） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

6番 北 條 利 雄 君 及び

7番 関 根 英 也 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（星 一彌君） 日程第6、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり、議会運営委員会が開かれております。その結果について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、北條利雄君。

〔6番 北條利雄君 登壇〕

○6番（北條利雄君） 議長の指名がありましたので、議会運営委員会の結果についてご報告申し上げます。

去る9月12日、議会運営委員会を開催し、本定例会の運営につきまして協議をいたしました。

本定例会の案件は、報告1件を含む村長提出議案37件でございます。このほか陳情書2件は鮫川村議会運営基準130条の規定によりまして、議員配付いたしました。

次に、一般質問ですが、5名の通告がありました。いずれも通告どおり質問を許可すべきものであると認めました。

会期につきましては、本日9月19日から9月26日までの8日間とし、日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

この会期、日程等にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げまして、ご報告とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおりにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から9月26日までの8日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（星 一彌君） 日程第7、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 北 條 利 雄 君

○議長（星 一彌君） 6番、北條利雄君。

〔6番 北條利雄君 登壇〕

○6番（北條利雄君） 6番、北條でございます。

私は、今般の定例会におきまして、3点についての一般質問をいたします。

まず、第1点は、新村長の基本理念と政治姿勢についてであります。

本村の32年ぶりの村長選挙におきまして、村づくり、地域づくりの行政施策を掲げ、戦い、鮫川村長に見事ご当選されました関根政雄村長に、心からお祝いを申し上げます。村長の職責は大変重く、同様に、村長の職責に対する責任も大変重いということであります。体に留意され、本村のトップリーダーのかじ取りとして確かな村政運営をご期待申し上げるところでございます。

さらに、敗れはしたものの、政策議論を村民に問いかけた鈴木治男さんにも感謝を申し上

げたいと思います。お二人の選挙は、政策論争を中心に据えた、本村の首長選挙では過去に例を見ない賞賛すべきすばらしい戦いでありました。改めて、お二人に心から感謝と拍手をお送りしたいと思います。ありがとうございました。

今般の9月定例議会は、村民注目の議会であります。新村長が選挙の中で掲げられたマニフェスト、公約がどのように実行され具現化されるものなのか、また、村政運営に対する基本理念や政治姿勢について再確認したいので、次の点についてお伺いをしたいと思います。

1つは、村づくり、地域づくりは人づくりの基本理念を掲げた根拠、内容について。

2つは、小さくても豊かな村に無限の村民力と最大限の行政力として七つの施策に力を入れるとする詳細と具現化策について。

3つは、相手方が掲げたマニフェスト、公約の扱いと施策対応について。

この3点について、村長にご答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 6番、北條利雄議員の一つ目の質問に対しまして、私の基本理念と政治姿勢についてお答えをいたします。

第1点目の「村づくりは人づくり」の基本理念を掲げた、その根拠について申し上げます。

歴史ある我が鮫川村は、親切かつ温厚な優しい村民性により、今日まで結の精神、互助の精神に支えられながら、つながれてきました。今後の将来的な村づくりにおいて、総合的な産業振興や観光資源を活用した交流人口の増加、福祉の向上を図る上でかなめとなるのは、現在の村民性に加えて、郷土愛豊かな人間性の構築であります。さらに、鮫川村を愛する村民がふえ、郷土愛を育むためには、第4の教育といわれるふるさと教育の推進も必要不可欠であります。村の宝である青少年のキャリア教育や人材育成支援事業、生涯学習の充実を図り、「地域は人なり」との格言どおり、教育の充実と人材育成には全力を注ぐ覚悟であります。

次に、公約に挙げました7つのマニフェストにつきまして答弁をいたします。

「小さくても豊かな村に」とのテーマにつきましては、一つ目の豊かさは、農林業初め、商工業等の総合的な産業振興の経済的な豊かさであります。経済の循環を図り、稼ぐことができる村、そして、村民所得の向上を目標として、経済の豊かさを目標といたします。

次に、先ほど答弁いたしました人間性の豊かさであります。心の底から笑顔が絶えない村

民の心の豊かさは、村の財産であります。

そして、3つ目の豊かさは、本村の美しい環境の豊かさであります。里山の原風景が観光資源となり、村民の総力によって環境が守られ、多くの交流人口を図り、定住促進につながるよう努めていきたいと思っております。

7つ目のマニフェストの中で、人づくり教育の充実、産業の振興、村の環境保全につきましては、既に述べたとおりであります。それ以外に、子育て支援につきましては、子育て支援長期プランを村民のご意見を聞きながら策定し、公営住宅家賃補助金の制度の新設、子育て住宅支援整備補助金などの拡大、さらには財政状況を勘案しながら提案して、各計画を支援策を講じてまいりたいと思っております。

次に、助け支え合う互助の村につきまして、ご説明をいたします。

高齢者や障害者を含む全ての村民の幸福が高まる村づくりを目指すには、社会参画と生涯学習の学びが必要であります。また、心のバリアフリーも欠かせません。さらに、高齢者も年々ふえることが見込まれることから、買い物支援、高齢者への交通手段の確保、さらには地域高齢者支援ボランティア団体の支援も推進してまいります。

次に、村の観光資源の活用と環境美化につきましては、鹿角平観光牧場、館山公園、湯の田温泉、江竜田の滝などの観光資源を最大に活用して、広報活動にも力を入れながら、集客と交流人口の増加につながるよう努めてまいります。さらに、環境公社を早急に立ち上げ、高齢化に対応する村内の環境整備と雇用創出にも力を注ぐ考えであります。

次に、災害に強い村づくりについてご説明をいたします。

先般の台風15号襲来におきましては、村内で倒木や土砂崩れ、林道の崩壊等の被害はありましたが、大きな被害には至らなく、安堵いたしました。消防団幹部による村内巡回や職員による被害状況の把握と、業者による土砂の撤去など、緊急時の対応には深く感謝したところであります。豪雨による水害や大地震は必ず来ると、その危機感を村民とともに共有して、避難所の備蓄物の整備などを見直し、そして、災害、減災、防災に向けて、村民の安心・安全を確保いたします。

最後に、健康と文化の香る村づくりについてであります。

村民の健康づくりは福祉行政の最大の課題であります。地域医療の充実、在宅医療、在宅介護等への支援をさらに推進いたします。さらに、総合スポーツやスポーツ少年団への諸活動、伝統文化の継承や意欲ある各文化団体の活動への支援を図り、健康と文化の調和がとれる村づくりを推進する覚悟であります。

無限と言われる市民力、そして最大限の行政力に大きく支援し、議会の皆様の議論を経て、皆様のご提案と連動しながら、次世代につなげる協働の村づくりに取り組む覚悟であります。

次に、3点目の相手候補者が掲げた公約の扱いについての質問に、お答えをいたします。

このたびの村長選挙は、32年ぶりの一騎打ちとなりました。多くの村民が、両候補者の政策を聞き、判断したいとの意向を示されたことと思われます。しかしながら、今回、「公開討論会」が実現できなかったことは、全く残念であります。しかしながら、鈴木治男候補の公約は、長年にわたる行政職の経験と、地方自治を学び、研究された具体的な公約であります。私の公約と鈴木治男さんの公約をすり合せて、今後の政策立案の参考とさせていただきたいと考えております。

以上、6番、北條議員の3点の質問の答弁といたします。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 新村長の基本理念と政治姿勢について最初の質問ということで、私も村長が掲げたマニフェストを手元に持っております。まさに、すばらしい公約だと思います。さらに、戦いの相手方だった鈴木治男さんもやはりすばらしい公約を掲げて、どちらも遜色のない内容なのかなと、私は評価しております。ただ、マニフェストは、当然有権者と候補者の契約書であります。やはり、これからそのビジョンや政策を具体的に実行していく、そして、この地域、鮫川村の方向性を示す上では、とてもその進め方が大切であります。やっぱり、これから村長は4年間、この掲げた公約を実行する上で、どのような形で進めるかという部分では、やはり、マニフェストの効果を上げるためには、PDCAサイクルの導入が必要だと私は思います。それは、目標達成型の政治を行う、さらに政策、その過程、プロセスが公開される。そして、村民、私たち議員もそうですが、説明責任が求められるものだと思います。そういう部分で、PDCAサイクル、要するに計画から実行、評価、改善まで、当然、マニフェストは全てが、村長が掲げたものが、私は完璧に実行されるものとは思っていません。その間には、いろんな検討課題や見直す必要もあるし、ただ、それを簡単に変えるんじゃないで、やはり、住人に対してきちんとした説明責任が、政策を実行する中でも、まさに大切であります。これらについての進め方、マニフェストの公約の進め方について、どのような考えがあるのか、もう一度お尋ねします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ただいま、6番、北條議員のほうから、今後マニフェスト、それから公約をどのように進めるのか、さらには、PDCAサイクル活用してという再質問でありま

すが、公約、マニフェストは、その候補者が今までのさまざまな過程を経て、そして、村民とのさまざまなご提案、計画をもとに組み立てているものであります。しかしながら、壮大なマニフェスト、具体的なマニフェスト、全てのマニフェストを実行するには、予算もかかってきます、財政措置。それと、一番肝心なのは、村民の方々がそれを求めているかということなんです。ですから、私はこのマニフェストの中にも、村民との対話をもとにということ掲げさせていただきましたが、やはり説明責任、そしてまた、大事な税金をお預かりして、村民の福祉向上のために、何を優先順位として、何を組み立てるのかというのは、村民の声をお聞きして、そしてまた、基本構想を練って、また、議会の皆様にもきちんにご説明をして、さらにはその経過を、その経過をきちんと住民の方、そして、議会の皆様にもご報告しながら、最終的な決済をして事業を組み立てていくと。さらにはそこに大事なものは、その計画、その実績が果たしてどのような経過、効果をもたらしたかという検証、おっしゃるとおりです。検証をして、改善すべきところは改善するということを繰り返していかなかったらば、方向性が見失うと思っております。

後ほどまた、答弁にも入れますけれども、皆様との地区懇談会もやりたいと思います。また、業種別の皆様との話し合い、さらには、特に若い方々、子育て中の方々との話し合いも進めてまいりたいと思います。議会でも今年度は基本条例がいよいよ稼働されますから、行政側の村としての説明責任、そして、皆様が議会としての村民への説明責任、この二つをうまく稼働させて、そして、村民の皆様がどのようなご要望、そして、この公約マニフェストに対してどのようなお考えをお持ちなのかということを検証しながら、今後推進してまいりたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 村長が答えたとおり、いろんなプロセスを経て、今までの政策実行について進めていくというお言葉ですが、やはり選挙時に掲げたビジョンが変わらなくても、例えば、大災害、それから、非常時の事態が発生した場合には、いろいろ変えることもしなければならぬという事態が生まれます。そうしたときには当然、マニフェスト、選挙時に掲げたけれども、こういうふうに変ってくるという部分で、やはり最初に住民に説明する、こういうことを、ぜひやっていただきたいと思います。

それから、村には振興計画があります。それから、人口ビジョン総合戦略ということで、長期、短期にわたった計画があります。これらの整合性を忘れてはならない。この振興計画

人口ビジョン総合戦略については、村民の皆さんがたたき上げた計画であります。選挙で、言葉に、今、村長がおっしゃったとおり掲げたとしても、村の長きにわたって築き上げた計画、それから人口ビジョン総合戦略、これらを踏み外したようなやはり実行というのは、違ふと私は思います。それとすり合わせるの大変だと思いますが、やはり村長が掲げた、そのマニフェストを、この総合戦略や振興計画の中にどのように生かしながらやっていくかということは、まさに大切だと思います。そういう部分で、この村の振興計画、それから総合戦略との関連性についてどのように進めるか。もう一度村長にご答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 振興計画、さらには人口ビジョン策定ですね、地方創生の、やる気のある地域を応援するという国の施策であります。

まず、振興計画はいよいよ10カ年の計画の中で、ちょうど5年目を今年度迎えます。10カ年の中の5年目というのはちょうど中間地点であります。しかしながら、5年前に10年を計画した振興計画を掲げて、村民の皆様、議員各位の皆様にもお手元に策定計画がありますけれども、やはり世の中どんどん変わってきているんですね。それと、村民の生活環境もどんどん変わってきている中で、いよいよ5年を節目にして、ここで再検証しなくてはならないんですよ。あと5年後をどのようにこうシフトを変えていくかというところで、今回、今、全戸アンケートを再度調査をさせていただく計画であります。

さらには、アンケートとあわせて、先ほど申しました住民懇談会、これをあわせて、あと5年間の振興計画、あくまでも当初の計画どおり最後までいくということではなくて、やはり途中で、勇気を持って変えなくてはならない部分はやっぱり変えて、シフトを変えるということも必要だと思います。

今回アンケート調査、そして、住民懇談会、さらには、議員の皆様との議論を交わしていきながら、振興計画はあと5年間、5年間を最後までやる手前で、今度は第5次振興計画を立てなくてはならない時期になっていますから、その時点では、新たな10年間の計画を打ち出さなくてはならないという大事な時期になっております。

人口減少もどんどんと進んで、当初の人口策定ビジョンですか、ふるさと創生で計画した人口減少よりも、3年も4年も早く減少が到達しちゃっているという、そういう危機的状況でありますから、何とかこの振興計画の見直しと、さらには、今後新しい村づくりへの策定を早急に村民の皆様、議員の皆様のご提案をいただきながら、変えるところは変えるというところで、方向転換しながら、あと半分ですね、5年間の計画を遂行してまいりたいと思っ

ております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 今、村長がご答弁されたとおり、そういう形で、このマニフェスト、公約については実行いただきたいと思います。

もう1点、やはり村長はこのようなマニフェストを掲げたとしても、やはり日ごろプロである多くの職員の皆さんがおられます。やはり、この自分の公約を実行する上では、職員の皆さんのフットワークのよさが大きく影響するのではないかと、私は考えています。その部分では、当然、職員を信頼し、職員の話聞き、やはり村民にきちんと話をする。今までやってこなかったということじゃないんです。やはり、職員はプロの皆さんです。いろんな知恵を持っています。行政の流れも知っています。そういう人たちが、どのようにしてフットワークよく、このマニフェストも含めた振興計画、総合戦略も含めて実行されるか、これが大きな問題ではないかと、私は思っています。そういう部分で、職員に対する村長の考え方をもう一度お尋ねいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 新村長の職員に対する考え方の再質問でございます。

私は、先ほど挨拶にも述べましたとおり、きょうで、9月2日に就任しまして、まだ、十六、七日しかたっておりません。まず、村長室に入って大変な緊張を覚えておりますが、私は長年行政職にいたものではないものですから、その決済の仕方、さらには膨大な資料の作成等、それから各職員が毎回村長室に決済をお願いしたいというときに、内容を事細かく説明してくれるわけであります。ご挨拶にも述べましたように、親切、丁寧な職員の皆様のおかりしておりますとお話しましたとおり、初登庁時、職員さんの訓示には、このようなことを申しました。長年キャリアのある課長、総務課長初め各課長の皆様には、長年の経験と、そして、その知恵と職員力をぜひおかしいただきたい。さらには、中堅からまだ若い職員さんの皆様には、若い職員さんの自由な発想で、そして、全て村民の幸せを願って、そのような提案をぜひとも臆せなく、びっくりすることなく提案をしていただきたい。皆様の提案とキャリアのある先輩方の力が合わされば、必ず村民に慕われる役場であり、職員であるということに評価をされるので、ぜひともその力をおかりしたいというお願いをいたしました。一つの会社と同じであります。新しく社長が就任しても、社員さんの力をかりなければ、幾ら分業化された政策でも、具体的にどう執行するのかというのは、組み立てることは

できませんから、これは、信頼ある優秀な職員さんの力をおかりします。ただし、村民の方からさまざまなお叱りがあるとすれば、これは内部的にも職員間の中でも、村民の方々のクレームやお叱りは真摯に受けとめて、それを再度お客様から、村民の方から慕われるような職員さん、人づくりにも、それからまた研修、セミナーにも積極的に参加していただくようにしたいなと思っております。

とにかく私は、多くの職員さんの力をかりて、そして、構築したものを村民の皆様にもう一度ご説明をして、そして、議員の皆様と協議をして最終決断をさせていただいて、事業を執行していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 職員、当然プロの職員たちのスタッフを抱えて、村長が掲げたマニフェストも含めて、村の前進するために、いろんな、これから汗も流すんだろうと、私は思いますし、とにかく、なったばかりであり、ああだこうだはいたくありませんし、今、村長が先ほどからご答弁されたとおり、今までにない首長としての物の考え方、見方が、私は提案されているなと感じています。いろんな知らないことも、職員より知らないこともたくさんあることと思いますが、やはり村のトップリーダーとして、やはりそのかじ取り、やはり着実に前進させていただければと思います。私どももそれらも含めて、いろんな角度からいろんなご提言を、これからもさせていただきたいなと思います。

次に移りたいと思います。

次に、6次産業化と農商工連携についてであります。

6次産業化は、ご承知と思いますが、農林水産物の収穫、漁業、これを第1次産業、そして、加工を第2次産業、そして、流通、販売を第3次産業ということで、これらを総合して1次、2次、3次で6次ということはご存じだと思いますが、これらの6次産業化法を国で決められています。地域資源を有効に活用し、農林漁業者などによる事業の6次産業化に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することと、うたっております。農林漁業等の振興などを図るとともに、食料自給率の向上などに寄与することを目指しており、この基本方針を勘案し、都道府県及び市町村は、地域の農林水産物の利用の促進についての計画を定めるよう努めることとされております。

さらに農商工連携促進法は、農林漁業者だけではなく、中小企業者と連携して行う新商品や新サービスの開発、それから販路開拓などの取り組みについての支援を行うものでありま

す。本村の現在の状況と今後の取り組みについて、お伺いをしたいと思います。

1つは、6次産業化の本村の計画の現状と具現化策についてであります。

2つは、農商工連携促進法に基づく事業展開についてであります。

3つ目は、本村の農林行政施策や各事業への各種団体との共有と連携方策についてであります。

この3点について、村長にご答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 6番、北條利雄議員の2つ目のご質問、6次産業化と農商工連携についてお答えをいたします。

本村の基幹産業である農業の振興、商工業の振興など、総合的な経済の発展には、農産物の6次産業化や特化した地域ブランドとしての商品開発と営業、販売戦略は、不可欠なものであります。

第1点目の6次産業化の本村の計画の現状と具現化策についてであります。本村では、村内で生産された大豆やエゴマなどの特産品については、きな粉、みそ、豆腐、エゴマ油、ジュウネンたれ、エゴマ油サプリメントなどの特産品として商品化され、村内外の消費者から大変好評を得ているところであります。今後も引き続き、消費者の声を大事にして、商品の改良や新商品の開発に研究と工夫を重ねていく計画であります。

全国的には、きな粉餅やぼた餅などで、特産品の開発で成功をなしている事例があります。これらの先進地を参考にしながら、足元の素材の活用での特化した商品開発に着手するよう指示をしたところであります。

次に、第2点目の農商工連携促進法に基づく事業展開についてでございますが、農林漁業者と食品産業等の商工業者の連携による新事業の展開を支援とすることを目的として、農商工等連携促進法が成立いたしました。この法律の活用等により、農林水産省と経済産業省が協力して、農商工連携による新商品開発や販売の開拓等について支援を受けることができます。国の支援を受けるためには、中小企業者と農林漁業者が協同で新商品の開発等に取り組む農商工等連携事業計画を作成して、農林水産大臣から認定を受けなければなりません。本村では既に村農産物加工場、直売所の手・まめ・館、商工業者が運営する特産さめがわ合同会社、社会福祉法人鮫川福祉会の鮫川たんぼぼの家がそれぞれ開発した商品を、東京都北区、

目黒区、世田谷区などで、観光PR、物産販売において連携、協力し、販路の拡大を図っているところであります。また、酪農家からの乳製品や、各農家が加工販売している商品についても支援を重ねながら、攻めの販売戦略を計画して販路の拡大による稼げる村づくりを推進する覚悟であります。

次に、3点目、農林行政施策や各事業への各種団体との共有との連携方策についてであります。本村の経済を支える農林業の振興は、優先課題であります。また、農林政策については、国・県からの情報提供をもとに、各関係団体と情報共有し、密な連携をとりながら方策を組み立てるべきと考えております。

農業政策の根幹をなす経営所得安定対策の推進や担い手の育成、確保、農業者団体の連携体制の構築を目標として、鮫川村地域農業再生協議会が設置されております。この地域協議会は、村、農業委員会、JA、商工会、農業共済組合などの団体が会員となって、地域農業の振興策などの協議が行われております。これらの協議会を核として、国・県との連携を図りながら、本村の農業振興を推進してまいりたいと思っております。

以上、6番、北條議員の2番目の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 6次産業化、農商工連携についての質問にご答弁をいただきました。

地域では、中小企業の廃業の増加、それから農業集落の大幅な減少、それから商店街の低迷に加えて、まさに人口減少、高齢化で大きく悩んでおります。ましてや、その構造的な課題や問題がありますので、深刻化もしております。

そして地域住民、そして企業の活力をどのようにこの村に引き出して地域に活気を取り戻すか、こういう部分では、この6次産業化、農商工連携というのは重要であります。今、村長が答弁したとおり、手・まめ・館、そういうものも含めて行政が主体となって、私は今までの行政の仕方を考えると、行政主体となって民間ではやっていると言いつつも、やはり専門的知識がある農協、それから森林組合、その他の団体が、多く活動しております。例えば、直売所については、農協は行政をはるかに超える知識、経験があります。例えば、私も農協の役員をしておりますが、この農協の知恵や知識、経験を行政が行おうとしている直売所に、どのように生かされてきたって、私、疑問に思うほど、それはやはり、パートナーとしてきちんと団体を受け入れる、そこはきちんとやるべきだと私は思っています。当然、今までは行政が主体、農協は農協が主体、森林組合は森林組合が主体、単独でやっていた時代は終わりだと思っております。人口減少、高齢化、やはり、お互いにパートナーとして、それらを

積み上げて、築き上るといふのは大切だと思います。その部分では、今、協議会があるという事で、村長がご答弁されたけれども、本当にそれを活性化して、やはりお互いにパートナーとして、きちんと実効あるものにすべきだと思います。

もう一度ご答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 再質問に対してお答えをいたします。

実は、先般、村長に就任して、森林組合、また、JAの本店にご挨拶に行つてまいりました。また、それより先に、JAの組合長以下役員の皆様方、また、森林組合の皆様方も、あと他団体の各役員の皆様が、いち早くご挨拶に来ていただきまして、本当に頭が下がりました。こちらから出向いて、組合長、また、専務理事、常務ともお話をさせていただきました。やはり村づくりは、まず行政、当然行政であります、行政が中心となるだけでなく、やはり生産者、それから、その農業行政を、農業を司る各団体、各機関、また、商工会、行政、商工会、JA、そして、村民ということで、掛け算がきちんとかみ合わない限りは、販売戦略は立てられないということは、前々から感じていたところでもあります。今回、森林組合、また農協の組合長さんにもお願いしてまいりました。今後の中山間でますます農家が高齢化していつて、生産量が確保できるかどうかということ、今、大変危機感を持っており、農業者の担い手、それから就農、それから新規就農者の支援も含めて販売戦略を、それから生産指導、営農指導、こちらをぜひともお願いしたいというお願いをしてまいりました。

全国的に大成功している事例があります。徳島県の上勝町、ここ、葉っぱ産業なんですよ。これを考案したのは農協の職員です。それから、ごつくんうま塩、ユズの飲み物、これは世界的な開発だと言われて、これを開発したのも、熱意ある農協の組合長、職員なんですね。ですから、世界の農協は、農家の方々の命を預かって、それで販売戦力をきちんと組み立てて、それをきちんと消費者に届けるまでの大変なご努力をされております。こういったプロの中のプロの団体の皆様の知恵とそれからそのノウハウをおかりしない限りは、今後の私どものような小さな中山間の村の6次化加工、そしてまた農産物の販売はあり得ないと思っておりますので、今後どのような形になるか、皆様と相談しながら、お力をおかりしたいと思っておりますし、また、議員の皆様の中にも、そういった組織の団体の中の役員を経験された方、皆様いらっしゃると思っておりますので、そういった力を合わせて本村の農業振興、そしてまた、総合的な産業の振興につなげていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 農協、森林組合、商工会もそうですが、やはり行政は、パートナーとして、同じレベルでやはり協議してやっていくというのは、これはぜひ、守ってやっていただきたいと思います。やはりこういう地域の再活性化と私は当然必要だと思いますし、眠っている資源、本村にもいっぱいあります。これを活用した、その地域経済を活性化していくということが、遅いくらいなんですけど、もう始まっています。やはり、そこはパートナー同士、きちんとした取り組みを、ぜひ実行していただきたい、そして、鮫川村も当然過疎化があります。地域のことは地域の住民が決める、そして、こういう部分が改革の一丁目一番地だとよく言われていますが、やはりその一丁目一番地に到達していないんだと、私は思っています。一部はやっておりますけれども。ここは、きちんと農商工連携、こういうものを組み立てながら、ぜひ、先ほど一問目に質問したマニフェストも含めて公約を実行するのは、行政だけが重荷を背負う必要はないと、村長、思います。必ず、知識のある団体、個人もおります。この人たちをやはりパートナーとして、きちんと活用して協力いただく、その姿勢をぜひ、貫いてほしいと思います。

それについて、もう一度村長から決意をお聞きいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 建設的な前向きなご質問と再質問だと、深く感謝を申し上げたいと思います。

やはり、今、日本の農業も含めて、私どものような小さなこの中山間の村は、やはり、一つの団体、一つの考え方、そして、今までの慣例、それだけでは、なかなか農業行政、農業振興も産業振興も図れないと思います。さまざまな角度からの知恵、そして、長年の経験された力をおかりするためには、やはり実践されている経験のある命をかけて農家を守っていくという、そういった団体の方々と、それから専門的な方々、時にはやっぱり学識経験者の力もおかりしなくてはならないかと思いますが、一番必要なのは、やはり、机の上だけで議論するだけでなく、実際、ご苦労されたり、失敗されたり、その成功をなし得るために苦労された方々、そしてまた、そこに大きな力を注いでこられる団体さんの力をかりながら、進めてまいりたいと思います。

そういった農業振興、そして、また総合的な産業振興にあわせて、セミナーや勉強会等々を開催するのと、あと、こちらから出向いていって攻めの勉強をしたいと、そういった、特

に担い手、特に議員さんも同じです。そういった方々の経費負担を村が持って、人材育成に努めながら皆様の知恵をおかりするという方向で、今後村づくりを進めていきたいと思いを。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 村長就任で難しい課題議論するのは、実は私、うれしいんです。こういうの大好きでありますけれども、地域のことは地域の住民が決める、地域主権だと思うんですが、これが最重要政策に位置づけられるんだと、私は思います。そういう部分では、地域の潜在能力を十分に引き出すのも、やはり村のトップリーダーだと思います。そういう部分では、そういうことを含めて新村長にご期待したいと思いを。多分、その分、ご苦労もおありになるのかなということで、一人で悩まず、やはり、職員、村民の皆さんの意見を聞いて、一緒になって行動していただく、そういう姿勢、やはり、これをやって、肩からの力を抜いて、いい村づくりに商工連携もそうですが、やっていただきたい。こういうことをお願いして、2問目の質問を終わりたいと思いを。

続きまして、自治基本条例の制定についてであります。

自治基本条例は、自治の基本理念や基本原則など、自治の基本となるルールを定めた条例であります。地方分権の進展により、国と地方は対等協力の関係となり、自分たちの村のことは自分たちで決めていく、それらが求められております。また、少子高齢化社会の進行により、村民と村が連携・協力して村づくり、地域づくりを進めていくことが必要であります。

このようなことから、自治を進めるための基本となるルールを明確にして、村民と村が共通認識を持って村づくり、地域づくりを進める必要がございます。本村でも自治基本条例を制定すべきものと考えます。

自治の基本理念や、村民の権利と責務、議会や議員、村長、職員の責務のほか、説明責任や情報共有、村民参加など、自治を推進するために必要となる仕組みなどを定めるものであります。自治基本条例は、村民の村政への参加や、村民、議会、行政の連携協力を一層推進するとともに、各地域の特性に応じた地域力の向上を図ることにより、村民が等しく尊重され、安心して暮らせることができる地域社会をつくり上げていくことを目的としております。

本村の自治基本条例制定の考え方について、さらには、条例制定の考えがあるか、村長にご答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 6番、北條議員の3つ目のご質問、自治基本条例制定についてお答えをいたします。

自治基本条例は、平成9年に大阪府箕面市がまちづくり基本条例を制定したのが始まりと聞いております。現在、全国の対象自治体1,788市町村のうち376市町村、21%が制定し、福島県内の市町村では、11市町村で、11%の市町村が制定しております。この自治体基本条例は、年々制定する自治体がふえていることは、住民と各自治体が、住民参加の基本原則に基づいた情報公開と説明責任を果たし、そして、住民と行政の協働によるまちづくりが稼働しつつあるものと認識をしております。

本議会では、昨年、鮫川村議会基本条例を制定をしていただきました。二元代表制の一端を担いながら、村民に寄り添う公開性、かつ自立性ある議会として、村民から大きな期待がよせられております。ご提案していただきました自治基本条例についても、村づくりの最高規範として住民参画の過程を経て、条例制定に向けた研究と協議を重ねていきたいと考えております。

以上、北條議員の3点目の答弁といたします。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 全国では、この自治基本条例、21%の市町村が策定されているということで、県内でも11市町村ということでもあります。住民主体の自治運営のためのその理念とか原則、そして、実現していくための仕組みとか制度について、きちんと誰もがわかるような、そういうものがないと、やはり何を基本にやっているのかというのがわからない。一生懸命、先ほど1、2問目で私も質問いたしましたけれども、これらも含めて実効性を高めるためには、こういう誰でも見て自分がどういう役割を果たすのか、そういうことがやはり明確でなければならないし、それを強制するものでも何でもないんですが、やはり鮫川に住んでいけば、この基本的なことは、やはり誰でもがやれるし、やっていかなければならないという、先ほど村長から言っている人づくり、そういう考え方も含めて、やはり緩やかな形で方法を皆さんが共有するということが、私は大事なのかなと思います。

当然、行政も議会も、組織とか運営活動に関するその基本的な事項も定められますし、自治体の実現するための制度とか仕組みを定めたり、他自治体との関係もありますけれども、各種条例とか計画の立法指針とか解釈指針、そういうもののやはり基本となるものでなければならないのかなと、鮫川村も策定されれば、憲法のようなものですが、やはり肩に力を入れられない、鮫川に住めばこういうことも義務や権利も主張することもありますけれども、やは

り役割も果たすという部分では、やはりいろんな人が全ての人が、本当は、どんな形であれ、この鮫川村の自治に参加できる。例えば、関根村長にこういうふうに頼むやってくれたの話ではないんです。将来にわたっていけば、自分が参加して、それを提案して実現される、こういうことが、今の子供たちにもものすごく力になると思います。それは人にやってもらうだけじゃなく、自分が参加できたと、そうすれば全然、後々、つながるものだと私は思っています。そういう部分では、言葉だけじゃなくて、やはりきちんとその仕組みを自治体として示してやる、そういうことが必要だと思います。そういう部分で、その完璧な理想的な自治基本条例をつくれと私は言わないけれども、最大限、鮫川の住民として、小さなお子さんから高齢者まで守れる、そういう条例をやはりつくるべきだと私は考えています。

その辺で、もう一度村長にご答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 基本条例の再度の考え方ということで、再質問にお答えいたします。

条例は、まず制定する過程なんですけど、まずその条例が必要かどうかということだと思うんです。ですから、昨年、議員の皆様がご苦勞されて議会基本条例を制定していただきましたが、今回の村づくり、まちづくり基本条例、基本条例をつくるに当たっては、やはり過程が大事だと思うんです。この条例が必要かどうかということ、きちんと、今、北條議員ご提案されるように、村民にわかりやすく過程を経て、そして決まりをつけましょう。最高機関としての難し過ぎるものでなくて、子供や中学生とか、お母さんたちがわかるような、そのような条例を制定すべきだと考えております。

それと、もう一つ。私、今回、立候補の中で、村民の皆様との対話をもとにということ、挙げましたが、こういったことは、わざわざ選挙のたびに公約として出さなくてもいいわけです。これは当たり前のことなんです。ただ、基本条例の中に住民との情報公開、それから説明責任、それから大事なことがあったときには、公聴会を開くとも、アンケートを実施するとも、広く村民の声を聞いて、そして決めなさいという条例がうたってあれば、どなたが今後村長に出馬されても、どなたが立候補されても、公約の中に入れることなく、それは鮫川村として当然のことだということくらいまでに住民の方々に共有されていけば、私たちの声がきちんと村に反映できるという土壌をつくるためにも、今回の基本条例のご提案、本当にうれしく思っておりますから、これを時間をかけてでも、すぐに、よその基本条例をいただいてすぐつくるんじゃなくて、過程を大切に、そして、皆さんと話し合いながら、これでいきましょうよ、これでいぐべと、子供たちとかお母さん方にも子育て中の方にも高

齢者の方にも、これでいっぺというようなたたき台をつくって、それで、皆様の議会の承認を得たいと思っております。ちょっと時間かかるかもしれませんが、その過程を重要視していきながら、今後、策定に向けて、まずは庁内の職員内でそういった条例制定に向けたチームを作成して、それで逐次どのように進展していったのかというのは、議会の皆様にその過程をお示しさせていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 村長答弁のとおり、これからそれらを含めて精査していきたいということでもありますけれども、なぜ必要でつくるべきだと私が言うのは、やはり村民の皆さんの思いを一つにまとめる、そういうのが一つであります。それから、村づくり、地域づくりの理念が、やはり村長が自分で公約を示したとおり、そういう理念が明確だと言うのが条例の一つ、それから、住民の主体であるその村民の権利と責務、これが規定されるということでもあります。それから、村民が参加、選択、決定ができる仕組みも規定されるということでもあります。それから、村民のために働く役所が明確に示される、これが一つであります。それから、村民のために働く議会が明確に示される。議会では、議会基本条例を策定しました。これを実行していくのには、大変な課題や問題もありますし、やはり条例を制定した以上は、これを実行しなければならないと私は考えていますけれども、こういうことが一つ。それから、公共を主体とする村民活動団体が元気で活動できる制度や仕組み、それから、まちづくり、村づくりの最高ルールとしての決まり、そういう仕組みも必要であろうと思います。それから、近隣市町村を含めた他自治体、それから他住民との連携、先ほど言ったいろんな専門的な知識を持つ各種団体との連携、こういうことも必要だと思います。さらに、その生きたものにするためには、そのルール、その部分もフォローの仕組みとして、やはりこの中に入れるべきだと私は思っていますけれども、こういう部分では、別に自治基本条例が策定されたらといって、そんな難しいものではないと、当たり前のことかなと私は思っていますけれども、こういうことも含めて、やはり一つでも期待されて、鮫川村のトップリーダーになった関根村長であります。今までやれなかったこと、取り扱いができなかったこと、いろんなかどがありますけれども、やはり、そこは私より若い村長であります、ぜひ、その若さの分だけいろんな知恵を出して、私たちの提案を聞くだけじゃなくて、いろんな形で議会にも提案をしていただきたいと思います。

関根村長に、もう一度ご答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 北條議員の今回の数々の質問を通して改めて感じておりますが、やはり議場は議論をして、いい村をつくるのが目的です。皆様のこういった建設的な意見、これをきちんとご提案、これを職員も、そして執行者もきちんと真摯に受けとめて、その一般質問の裏に隠れているのは何なのかというものを持ち帰りながら、前向きな数々のご提案、ご提言、そして、さまざまなご意見等についてはきちんと受けとめて、さらには、今後どのように、いつまでにと、どのような過程を経て協議していくのかということを確認にしていきたいと思っております。

基本条例だけでなく、さまざまな条例、これは皆様の議会の議決があればできますから、村に必要なもの、約束ごと、決めごと、今、こういった条例が必要ではないかというようなご提案があれば、どんどんと出していただいて、そのかわり、きちんと議論を重ねて時間をかけてつくり上げて、今後、また、村民の福祉の向上を目指して、皆さんと一緒に進む覚悟でございます。

数々のご意見、皆様のご提案をさらに期待申し上げて、私の考え方、そして、また、6番、北條議員の質問への答弁とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（星 一彌君） 北條君。

○6番（北條利雄君） 新村長になられた関根村長、初めての答弁であります。答弁を聞いておりますと、そこは新しくなったということもありますけれども、まさに、ご丁寧な答弁だったと私は感じております。ただ、答弁が丁寧だったからどうこうのじゃなくて、やはりこれから、やはり鮫川のトップリーダーとして、どういうふうに生かしていくのというのが大切だと思います。

今後も、二元代表制の一角を担う議会議員として、積極的に行政、施策への提言とか議論を展開させていただきたいと思っております。体に留意されて、お互いいい村づくりのために前進させることをお願い申し上げまして、私からの3点の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○村長（関根政雄君） ありがとうございます。

○議長（星 一彌君） ここで、11時35分まで休憩をいたします。

（午前11時25分）

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時35分）

◇ 前 田 武 久 君

○議長（星 一彌君） 一般質問を行います。

9番、前田武久君。

〔9番 前田武久君 登壇〕

○9番（前田武久君） まずもって、新村長になりました関根村長。村民の審判を受けまして、見事当選されましたこと、おめでとうございます。

〔「ありがとうございます」と言う人あり〕

○9番（前田武久君） 初めての新村長の日の一般質問をさせていただきたいと思います。

新村長就任による施策方針について。

まず1つ目として、村長就任の公約をお示し願いたい。また、抱負と決意もお聞かせをお願いしたいと思います。

このことについては、先ほど6番北條議員の一般質問で、全てその抱負などはお聞きいたしております。重複される部分については要約されても結構でございますので、まず、その1つ目について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 一問だから、全部。

○9番（前田武久君） それで、2つ目、村長の主眼とする施政方針を伺いたい。

3、任期中、村民の暮らしを守るための経済活性化をお聞かせ願いたい。

4、村長の所属党派があればお聞かせ願いたいと思います。

以上、4点についてお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 9番、前田武久議員のご質問、新村長就任による施政方針についてお答えをいたします。

まず第1点目、公約と抱負についてであります。

村民主体の村づくりを実現化するためには、村民の皆様との対話が基本となります。村の現状と村民の皆様のご意見を把握するために定期的な地区懇談会を開催し、村政報告を兼ね

ながらご意見をお聞きをいたします。さらに、業種別懇談会、若者会議、女性会議等を開催し、広く村民に村づくりに参画をしていただく仕組みづくりを、村民発案、さらに職員の知恵をおかりしながら構築したいと考えております。

また、人づくりと教育、青少年教育と生涯学習にも大きな力を注ぎます。

さらに、村は一つの企業であり、会社の経営と同様であるがゆえに、経営力と営業戦略が大きく問われております。企業を発展させるのは、人の情熱と人間性の豊かさが必要であります。これらを鑑み、人財育成、担い手育成には大きな力を注ぐ覚悟であります。

次に、主眼とする政策方針についてお答えをいたします。

本村の経済を支える総合的な産業の振興は、村の命であります。特に、基幹産業である農業の振興を図り、商工業への支援と雇用の場を確保いたします。人口減少を食い止める施策として、定住促進につながる空き家対策、移住者支援、結婚適齢期を迎えた村民へのサポートにも力を注いでいきたいと思っております。

さらに、長期的な子育て支援プランを制定して、村民や地域で子育て支援ができる環境整備にも努めてまいります。

さらに、災害に強い村を構築し、村の環境の美しさにさらに磨きをかけて、観光資源の最大活用を図り、集客と交流人口を図ってまいります。

そして、健康と文化、地域医療の充実を図り、高齢化社会への対応を図ってまいります。

次に、村民の暮らしを守るための経済活性化についてご答弁をいたします。

総合的な産業の振興により、村の経済活性化につながる施策が急務であると認識をしております。

農業振興におきましては、国・県等の有利な補助金制度を利用し、継続的な支援を講じてまいります。さらに、本村特有の高冷地や中山間の立地条件を生かし、特化した農産物の開発や特産品開発を通して、稼げる村を目指してまいります。

本村は、村内の優良企業、商工業が村民の雇用創出を生み出し、経済を大きく支えております。既存企業や商工業者との意見交換と情報の共有を図り、支援策を講じてまいります。

さらに、担い手育成、起業者支援、スキルアップ支援事業を商工会関係者と意見を交換しながら、早期に条例制定をする考えであります。

さらに、村内の金は村内に落とすという経済的内需拡大を図るとともに、村民所得も向上できるよう努力を重ねる覚悟であります。

次に、所属党派はあるのかとの質問にお答えいたします。

現在、私は自民党の党员であります。しかしながら、議会議員、村長選挙におきましては、自民党の推薦等はいただいております。無所属として今まで臨んでまいりました。

現在、1つの首長となりまして、首長としては一党一派にこだわることなく、村民に公平かつ公正な施策を組み立てて、広く村民の福祉の向上を目指すべきであります。

よって、今後は党员を辞して、村民が主役との理念に基づき、村政に当たる所存であります。

以上、9番、前田武久議員の4点の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 前田武久君。

○9番（前田武久君） 先ほどの質問において、村長の抱負、それから基本方針というのは十分お聞きしておりますので、私は、本村存続を図るための村長としての主眼、どういうものを考えているかということ、まず最初にお聞きしたいのと、確認しておきたいというような思いで質問をさせていただき覚悟で参りました。

それで、議員在職中、ずっと一緒にいろんな議論を語ってまいりました本村の活性化策ですね。それを常々、地場産業、それから、自分のこの鮫川村に有する資源、これをいかに有効活用させるかということ。先ほど、この村で収入を得、この村で支出すると、そういうふうな自分の生活を守る経済対策、それが1番重要かなというふうに考えております。

その点について、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 9番、前田武久議員の再質問の、地域の資源活用とした村の活性化をどう考えるのかという質問でございます。

地域づくりは足元の素材だと言われております。ないものを遠くから持ち込んで活性化をするよりも、まず、我が村にあるもの、足元にあるもの、数々森林資源、そして環境資源、観光資源、農産物、そして、1番大事なのは人的資源、人です。さまざまなものが組み合わさって、初めて経済が、お金が、この村に生まれます。しかし、その中で行政がそこにいかに支援するか、どこに主眼を置いて手助けをするか、これによって大きく村の活性化は変わると思っております。

村には、議員ご指摘のとおり、森林資源、観光資源、まだまだありますから、これにさらに磨きをかけて、せっかく今まで継続して投じてきた鹿角平、館山、湯の田温泉、この後、湯の田温泉の質問もありますが、こういった江竜田の滝、こういった観光資源をいかに、いかに表に出して、営業戦略に乗っけて、そして外にアピールをして、来ていただいて、そし

てお金を落としていただけるか。肝心なことだと思っております。

現在、職員も皆さんも本当に懸命になって村をPRしておりますが、今度10月20日にうまいもの祭りもありますが、こういった絶好のチャンスを逃がさないようにPRをする。

それと、先ほど申しましたように、人的資源といたら大変失礼なんですけれども、やっぱりその村に、この方がいるからもう一度来たいと、前田武久さんにお会いしたい、その方にこのような対応していただいたから、もう一回この村に来たいと、そういう人の輪が広がっておもてなしの村ができれば、お客様は倍増できますから。

これから、つるや温泉、今回上程させていただいておりますが、公設民営とは考えておりますが、そういったさぎり荘も含めて、つるや温泉も鹿角平も、そのところにもう一度来たいというリピーターを生むには、やっぱり人の心しかないんですよ。それと、周りのおもてなしを形であらわすこと、それが組み合わさって再度村に足を運んでいただいて、お金を落としていただくと。そのような仕掛けづくりを皆さんの知恵をおかりしながら構築したいと思っております。

ご答弁になっているかどうかですが、村の資源、地域づくりは足元の素材、これをさらに磨きをかけたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 森林資源についてはどのように考えておられるか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 森林資源は、既に本村ではバイオマス・ヴィレッジ構想で、さぎり荘のまきボイラー等々が、今稼働しております。ただ、機械等もちょっと長年で少しずつ傷んできておりますが、やはり、私は、村にある豊富な森林資源は、ご自宅においても、皆さんがこれから新築されるような住宅においても、まきボイラーの導入、さらには、そういった自然にある限りない資源の活用に対しての支援、これも視野に入れながら、やはり無造作にあって邪魔にされている支障木、それから、今、うつくしま森林再生事業も継続で行っておりますが、里山の保全を美しくするために出た端材、そういったものも家庭の一般ボイラーで、ボイラーというか、まきストーブの燃料源となるような支援策、まず、これが一番皆様の、村民に直結した施策でないかと思っております。

さまざまな環境に優しい資源の活用というのがあります。既に村では太陽光発電への補助金、さらにはさまざまな支援策を講じておりますが、今後また、小水力、それから風力、こ

ういったものも導入しながら、ランニングコスト、さまざまな全て今電気で賄っておりますが、そういったコストを削減するためにも、別な資源力の模索、これもあわせて推進していきたいなと思っております。

今、千葉県では本当に長い停電が続いておりますが、いかにこの電力だけに頼る、このライフスタイルが、このような予想もしない惨事が起きておりますが、本当に私たちが小さなころに育ったような、さぎり荘に行くときまきのにおいがして、非常に昔を思い出して安堵するわけですよ。そういった森林資源の活用も視野に入れながら、今後、皆様とご相談申し上げていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 今、村長の答弁、環境保全の重視と、それから、まきボイラー活用というような構想というか、現在までの施策を推進していくというような答弁であります、本村、7割山林を有しております。そのうちでもほとんどが人工林ということで、これはほとんど換金化されない状態でおり、農林業、農家にとっても、かなりこう経済的に潤いが無いというような状況である。

このことについては、前もってお話しを行政側にもただしてきておりますが、具現化されておらないというようなことで、我々議員としても、他町村の視察等においてそのような調査、それから見聞をしてまいっておりますが、そのようなことについて、村長、状況をよく把握されていると思うんで、その考えね、これは当然なすべき事業であるというふうに考えておりますが、もう一度お願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 森林資源のこの活用は、この地域にかかわらず、日本国の全ての国策として、戦後、山に植林をして、現在伐期がもう過ぎておる状況でありますから、こういった国産材、また地元産材の活用というのは、少しずつ単価が上がってきているとはお聞きしておりますが、これは大きな国を挙げての課題だと思っております。

前田議員、過去の議会でも森林資源、それから再生可能エネルギーの活用についてたびたびの質問されているのは、私も敬意をしております。先ほど北條議員の答弁にもいたしましたとおり、森林材、地場産材の活用については、やはり他団体との協議、森林組合、それから、さまざまな機関の知恵もおかりしながら、この村の森林材をどのように活用していくかということは、これから構築していかなくてはならないと思っております。

岐阜県に東白川村というのがあります、ここはヒノキの村であります。ここにスーパー職員がいらっしゃいます。この方は、この職員さん、何を構築したかという、岐阜県のヒノキ材で家を建てるとい、行政が発案をして、住宅を建てております。その住宅が、今の若い人とか環境に非常にいいのと、デザイン性も伴っていることなので、東白川村以外の隣の町まで地元の大工さんが建設して行って、今、全国的にも地場産材の活用として高い評価を得ております。地材地建とおっしゃるようで、地元の材料を使って地元の大工さんが建てると。ここにやっぱり経済がこの村に落ちると、そういった仕掛けを、何とか先進地を見習ってでもですね、ぜひ私は行ってみたい村の一つなんですよ、東白川村。人口が3,000人弱、うちの村と同じくらい、うちよりもちょっと小さいかもしれませんが、そういった頑張り抜いている自治体もあります。

議員ご指摘のように、森林材の活用なしには、これからの村の将来は多分語れないと思いますので、その辺に関しても皆さんとご協議をしながら、また、関係機関の力をおかりしながら、森林材の活用も含めて施策を組み立てて、内需拡大を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 前田武久君。

○9番（前田武久君） 村長の公約の中で、村民との対話、これを重視すると、意見を十分聞き入れるというふうなことで選挙戦を戦ってきたということで、かなり評価された面があるかと思えます。

そういった中で、過去、前村長時代ですか、今年度の予算等はほとんど前村長が提案されたものである。我々が議決しておるということで、これは当然執行されるものでありますが、以前、新村長が村長になる前ですか、私、どういう決意、基本方針を持っているのかということで、個人的にお話ししたことがありました。その中で、前村長の政権を継承するのかというような問いかけをしました。その中での村長の答弁、もう一度ここでお示し願えればと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 前大楽村長、4期16年、村の行政に長年の汗を流しまして、現在のこの村があると思っておりますし、また、私も15年に議会議員となって、その年に4月に議会議員に就任しましたから、その年の8月に前村長が村長に就任をいたしました。

当初から、廃校利用から始まって、そして舘山公園の整備、さらには湯の田の温泉の改築、

バイオマス・ヴィレッジ構想、さまざまな施策を立てていただいて、優秀な職員さんの発案もあったのかと思いますが、そこで16年間組み立ててまいりました。

今おただしの、前村長のやってきた行政を、後を継ぐのかという質問であります。現在まで投じてきたさまざまな継続事業があります。これについては、さらに磨きをかけていきたいと思っております。それはなぜか。そこに至るまで、皆様の、私も議員でありましたから、皆様の議論を経て議決をしたものが、現在の事業として組み立っております。ですから、その継続事業についてはさらに磨きをかけ、修正かけるところはかけていきたいと思っております。

前村長に、これからの将来的に、1年後、2年後、10年後、50年後にどのような将来像をお持ちであったかというのは、残念なことに、将来につきましては前村長と話す機会もございませんでしたが、今、大きな問題を抱えているのは、中心地域の活性化の問題であろうかと思えます。前村長も、この構想を何とか推進したいという思いがあつて地方創生に手を上げて、長年かけて策定を進めてまいりました。今回、協議会が今重ねておりまして、既に4回の協議会、さらには職員間ではプロジェクトチームも重ねていながら、最終的な策定への骨幹ができるかと思えます。

しかしながら、長期的にこの村の状況を考えて、そしてまた財政問題、さらには国の支援金と、さらには施設の規模、一番大事なのは、誰がどのように運営するかということです。そここのところの方針がきちんと明確に並行して進まない限りは、箱物だけを先行してつくったのでは魂の入らない施設になってしまうと思っておりますから、私は慎重に考えております。

ですから、大楽村政を継承するのかということに関しては、これは、新たな事業に関しては慎重に考えて、そして、さらに、先ほど答弁しましたとおり、村民の皆様にもう一度戻して考えをお聞きして、そして、議員の皆様もこれから各地区に行つて報告会、懇談会おやりになるんですよ。そこをすり合わせて、急がずに、急がずに決定をしたいと思えます。

方向を変える場合もあるかと思えます。これはなぜか。国・県の、そしてまた、村民の大事な大事な税金を使わせていただくからであります。無駄に税金は1円たりとも使つてはならないと思っておりますから、そこを慎重に考えながら決定していきたいと思っておりますので、今後また皆様のご意見と、また、職員が今までずっと組み立ててきましたから、構想そのものに対しては、それも尊重しながら決めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 前田君。

○9番（前田武久君） 村長から素直に中心地活性化のプロジェクトチーム、それから協議会が設立されておいて、協議会も第4回まで来ているということ、我々議員は全然知らされてないというような状況でありますね。これは以前、道の駅構想問題で、前村長諮問の協議会を立ち上げ、協議されてまいったが、最後まで協議会の同意を得られず、その後、新たに再編成されて、それが今言ったように4回まで来ておると。

新村長は、その内容等は当然報告されておると思いますが、そのようなね、やはり村民の対話もなしにね、よく聞くところ、ちまたのうわさですよ、土地買収の段階までいっていると。大体地権者の合意をほとんど得ているというような状況があるということで、現在まで来ておると。今、村長が、そのことに対しては慎重に進めていくと、これから検討していくと。我々議会、村民にも知らしめてやっていくというような答弁でございますので、それを、よく我々も、今後議会同士でもって、そのことについて協議するようなことになろうかと思いますが、絶対そのような先走ったね、独断専行な行政、これは、やはり今度新村長に期待しているのは、先ほど申しましたように、有権者の審判を受けた、そういうものでなければ村民の本当の気持ち、心、それから願いというものは、これは決して行政に反映できないというふうに考えておりますので、新村長には期待をしておるところでございます。

それと、あともう1点ですね。

先ほど所属党派の質問をしたんですが、これは、党員の選択は自由であります。私もかつて自民党、入っていた時代がありましたけれども、議員になってから無所属ということで離党しております。そういったことで、自分の信念、それから政治的な意思を示すのは、これ十分当然なことであって、そのようなことに対して云々とは申しませんが、やはり関根村長が、今は辞して無所属というようなことで、村民のリーダーシップを図っていくというような決意でありますので、そのような決意を持って、これから執行者としての責任を果たしていただきたいというふうに考えております。

それで、最後にですが、村民との対話を早急に進める考えであろうかと思いますが、そういった、先ほど答弁されましたアンケート調査ですか、それらはいつころやる考えでおるか、それを。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 村民との対話につきましてはですね、新年度の事業計画がいよいよ10月、11月で骨幹を固めて、そして、12月にかけて各課の要望が出てきて、新年度になってか

ら各査定ということになるかと思えます。

まず、住民との対話はさまざまな、10月中には開催したい、後半には開催したいと思っておりますが、さまざまな小さなご意見、大きなご意見も出てくるかと思っておりますが、10月から11月にかけて余り寒くならない時期に開催をしていきたいと思っておりますし、そのときには各職員さん、それから議員の、当該地区の議員の皆様にもご同席いただいております。

さらには、一つは職員さんの顔がわからないと、そうも言われるんですよ。特に、各課長はもう活躍していますからわかるんですけども、若い職員さんがちょっとわからないということなので、ですから、グループ分けしてでもですね、入所して二、三年の若い皆さんが、まだ全ての職員さんの名前わからないかと思っておりますが、そういった若い職員さんも一緒に各地区に、地区地区に行って、その地区地区の状況等、要望をお聞かせいただくように同行させていきたいなと思っております。

それと、あとはやっぱり地区懇談会は話しやすい雰囲気をつくらなくてはならないものですから、やっぱり職員も議員さんも我々も、こういうスーツを着てバッジをしていったんでは、なかなか意見出ないんですよ。だから私服で、特に丸座になって、とにかく何でもお話ししていただくという仕掛けづくりは、職員さんの知恵をおかりしながらしていきたいなと思っておりますので。

それと、アンケート調査ですが、今、さっき答弁しましたとおり、第4次振興計画のちょうど真ん中になっているんですよ。ですから、その5年前にとったアンケートと、現在、5年過ぎてどのように意識が変わって、村民意識が変わっているのかと同時に、その中にはやっぱり、今、先ほど私が答弁しました中心地の活性化も含めて、湯の田温泉の活用等にどのようにお考えなのかというところまで含めたアンケートを入れ込んで、これもまた、新年度の事業が稼働する前に実施して、その集計もまとめて、その内容につきましては、さらに皆様にご提示をさせていただきたいと思っております。

皆様もやっぱりその内容によって政策立案、さらに組み立てるための素材としていただきたいと思いますし、アンケートができるだけ回収できるような方法、これも考えていきたいと思っております。

なお、細かい時期につきましては、これから担当課と話をしながら決めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 前田武久君。

○9番（前田武久君） そういった行財政改革なんですけれども、村長承知のとおり、前村長時代に立ち上げた手・まめ・館、それから堆肥センター、それから交流施設ほっとはうすですか、それらの今までの懸案事項があるわけですね。それらについてどういう考えを持たれておるか。それをお示し願いたい。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） まず、手・まめ・館、堆肥センターあわせて、今、地方創生の中の検討会の中で、まちづくり会社という公社を立ち上げるか否かという検討を今しておりますので、その中にどこまで組み入れるかということもあわせて検討していきたいと思っております。

各公社が自立するのが基本でありますから、できるだけ村の財政負担が毎年どんどんとふえて投入することのないような健全な会社をつくっていくための、今、検討が内部的にも詰まっているようではありますが、これはなかなか大変だと思いますから、公社の立ち上げ。第三セクターの9割は失敗だと言われていきますから、これはなぜか。常々赤字の補填を自治体がするからなんです。ですから、その赤字補填をできるだけ軽減できるような民間感覚、民間企業感覚、これがなければなかなか難しいと思いますので、大きな課題だと思っておりますので、それに向けて皆さんのお知恵もおかりしたいと思っております。

ほっとはうすであります。議員ご指摘のとおり、村の財政負担、年々増加したり減っておりますが、現在のところ、何回も見に行っておりますが、非常に利用客がちょっとふえているようですね。これは管理者の努力もあるかと思えますし、また、つるや旅館が稼働するまでの間、また、ほっとはうすを全くなくすわけにはいきませんので、つるや旅館の運営とあわせて、ほっとはうすの今後の運営方針、それも決めていきたいと思っております。

基本的に、私は、宿泊施設は公設民営でいきたいと思っておりますから、そのようなやる気のある人に、本当に命をかけて経営してもらおうというのが一番売り上げアップにつながるし、サービス向上につながると思っておりますが、そのような方向でいきたいと、今考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 私の持ち時間、質問2題でもって正午になるのかなというふうに考えておったんですが、もう1点について最後の質問であります。先ほど中心地域活性化協議

会、我々には報告ないですからね。その第4回までの経過説明は我々議員に報告願いたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、村長どうですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 係のほうから、村長就任してすぐにですね、その状況は説明を受けました。また、協議の内容等も資料としていただいておりますから、今後の進め方については今担当課長に答弁させますけれども、そういった今までの経過、それと資料等につきましては、後ほど議長を通じて皆様のほうにお配りをしたいと思っておりますが、今後の、今年度の協議会の進め方と、それから方針、予定ですね、これは農林商工課の担当課長のほうから答弁をさせます。

○議長（星 一彌君） 担当課長。

○農林商工課長（星 徹君） 農林商工課長です。

ただいま進めております中心地域活性化推進協議会ですが、区長さん初め、手・まめ・館の運営の役員、あと商工業団体の職員、役員、あと若手の起業家を含めた協議会を進めております。

今現在、今年度10回程度で協議会を進めていく予定ですが、今のところ4回で協議を進めまして、中心地域活性化施設として何が必要なのか。どういう機能があれば村の経済活性化になり、集客ができるのかという部分について議論しております。

また、そのほかに職員のプロジェクト会議というものを持ちまして、行政としての機能、また、必要なものは何かということもあわせて検討しているところでございます。

なお、地方創生交付金を活用しての協議会で進めておりますので、今年度はその検討を進め、計画づくりをしながら、実施については、また村民の方々の意見を含めながら実施についての検討課題を見据えていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 前田武久君。

○9番（前田武久君） 答弁ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○村長（関根政雄君） ありがとうございました。

○議長（星 一彌君） 13時30分まで休憩といたします。

（午後 零時15分）

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

◇ 森 隆 之 君

○議長（星 一彌君） 一般質問を行います。

2番、森隆之君。

〔2番 森 隆之君 登壇〕

○2番（森 隆之君） 2番の森でございます。

まず初めに、関根村長のご就任、まことにおめでとうございます。

村長の方針を先ほど拝聴いたしまして、若い人たちに多大なるご支援をしていくということで、若い世代、子供たち、とても期待しております。今後ともお体に留意されまして、よろしく願い申し上げます。

教育長に質問なんですけれども、本日、まだ教育長が不在ということで、職務代理者の方にご質問します。

鮫川中学校への進学について。

本村では、小・中学校の児童・生徒の数が年々減少傾向にあるが、近年、鮫川中学校への進学状況は、近隣の私立中学や他町村中学への進学者も出てきております。その原因として、本村中学の学習面が原因なのか、それとも他の原因があるのか、お伺いしたいと思います。

また、今後、鮫川村の小・中学校教育を、教育委員会がリーダーシップをとり指導していただけるのかも、あわせてお伺いします。よろしく願いします。

○議長（星 一彌君） 教育長職務代理者、阿久津光市君に答弁を求めます。

〔教育長職務代理 阿久津光市君 登壇〕

○教育長職務代理（阿久津光市君） 2番、森隆之議員のご質問、鮫川中学校への進学についてお答えいたします。

最初に、私立中学や他町村の中学への進学者が出てきている件についてお答えいたします。

ここ3年間で、全体で7名が鮫川中以外の中学校へ進学しております。

ほかの中学校への進学の理由につきましては、全てを正確に把握はしておりませんが、一般的に次の要因が考えられるかと思えます。

1つ目は、私立中学校における中高一貫教育への期待。2つ目には、鮫川中学校にはない部活動に挑戦したいという子供の強い思いです。

1つ目の理由に関しては、高校で履修すべき内容の一部を中学校で行う早期教育の実現、系統的、継続的教育への関心、中・高が連携した部活動指導などが、保護者や生徒の教育に寄せる関心につながっているのではないかと感じております。2つ目の理由に関しては、鮫川中学校の部活動が減っていく傾向の中で、自分がやりたい、あるいは小学校までやってきた部活動をさらに追求したいという強い思いがあるのかもしれない。

いずれにいたしましても、学習面での問題ではないものと捉えております。

鮫川村内から他市町村の中学校へ進学する例は、過去にもありました。高校受験の学区割りの制限から、希望する高等学校への学区内の中学校への進学、あるいは通学の利便性などが主な理由かと思えます。現在では、児童・生徒の数が減少してきたため顕著に感じられるかもしれませんが、以前から、他市町村の中学校への進学は選択肢の一つであったように思われます。

他市町村でも私立中学に入学するお子さんはいます。また、保護者の考え方も多様化してきております。自分の子供に合った教育環境を選択する、そんな時代になってきているものと感じております。

本村におきましては、今後も小・中連携をより強化して、9年間の長いスパンで教育を考えていく必要性を感じております。これまでも幼・小・中連携を重視して、学力向上推進事業や生徒指導研修会などを開催しており、それぞれの発達段階で身につけさせる力や、生徒指導上の課題を共有して解決に取り組んでいるところであります。

また、小学校では、総合的な学習の時間を通して地域に関心を持ち、地域を愛する子供たちを育てるため、鮫川村の自然、文化、風土などを系統的に学習する鮫川学の時間を独自に設けております。また、中学校においても、地域とつながりを重視し、自己肯定感、あるいは自己有用感を得る機会として、村などが主催する行事に生徒をボランティアとして積極的に参加を促すなどして、キャリア教育を推進いたしております。

これらの取り組みは、村教育委員会が目指す方向を具現化する取り組みとして各学校が独自に考え、特色のある学校づくりを目指して実施しているものであります。こういった形が教育委員会と学校との関係だと考えております。今後も、教育委員会がリーダーシップを発揮すべきところは発揮し、学校側の判断、主体性を重んじるべきところは、それを重んじる形で運営をしてみたいと考えております。

また、今後の村の教育行政においては、関根村長と新たな教育長を核とした教育委員会が積極的に意思の疎通を図りながら、各学校とコミュニケーションを密にし、リーダーシップ

を發揮してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上を申し上げ、2番、森隆之議員の質問への答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 2番、森君。

○2番（森 隆之君） ご答弁ありがとうございました。

そうですね、今聞いた中で、中高一貫教育への希望ということで、まず1点目が挙げられるということ。また、その他、教育面とは違う部分で、部活動ないしスポーツ活動のほうでなかなか選択肢がない、自分の希望に沿えるものがないということで行くお子さんがいるということですね。

そうしますと、鮫川村で今後人口が減少しまして、なかなか鮫川中学校でスポーツ活動ないし部活動を継続していくことができなくなる、そういうのが今後懸念されることだと思います。

ただ、子供たちが鮫川中学校に来たいという要望であれば、その点を、部活動をなくすんじゃないくて、総合的なスポーツクラブないし1個のスポーツで1つの部活動じゃなくて、二、三個のスポーツ活動を通して1つのクラブチームみたいな形で、何らかの知恵を出していかなければいけないと思ひます。

それには、やっぱり小学校から中学校にお互い行き来して連携を深めていって、今現在、鮫川でどういふ小学校の指導が行われているのか、また、それを受けて中学校でどのように発展させていくのか、そういう取り組みが大事かと思ひます。

行く行くは、人口減少に伴い小中一貫校となることが私の予想なんですけれども、近い将来、来るとは思ひます。なぜか。建物が老朽化することに伴って、2つの建物を、中学校、小学校同時に建てると、費用的にも厳しい。人もいなくなる。そうすると、1つの学校にするしかない。また、1つの学校にすることによって、メリットとしまして、中学校の先生が小学校の指導もできる。小学校の先生が中学校の補助にも入れる。そういうメリットがあるかと思ひます。

なので、今現在、村の中心化活性計画がある中で、やっぱり学校も一緒になって、村の中心化の活性化の計画の一部となって、お互い考えていかなきゃいけないなと思ひております。

教育委員会としましては、教育長がまだ不在なんですけれども、学校長ですね、中学校校長、小学校校長は、それなりに学校を運営する権限があります。ただ、ここ最近見ていると、中学校、小学校の校長先生、2年ないし3年でかわってしまいます。そうすると、村の方針がどういふ教育方針なのか。今まで継続してきたことが、誰に引き継げばいいのか。そう

ということが、今までの経過を見ても、なかなかされてこなかったことだと思います。

なので、今後、教育委員会がその点どうお考えなのか。引き継ぎないし村のリーダーシップ、教育としてのリーダーシップを図る上で、どれぐらい学校教育、小学校、中学校教育に関与していくのかを、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 職務代理者、阿久津君。

○教育長職務代理（阿久津光市君） 今おっしゃられたようにですね、本当に生徒数が、本当年々減少にありまして、かなり少子化も進んでおります。

それで、今、森議員が言われたとおりにですね、小中一貫教育というのも、これから将来を見据えてやるべき事業だというふうに思っているところであります。

また、先生が3年ぐらいでかわるということではありますが、それ先生の宿命でありまして、長くいる先生もいれば、校長先生はそういう仕切りがないので結構長くいたりしますので、そういうところですね、きちっとこれから引き継ぎを行うように、村の教育委員会としても指導をしながら進めていかなければならない問題だなというふうに思っています。

○議長（星 一彌君） 2番、森君。

○2番（森 隆之君） 強い指導を持って進めていっていただければと思います。

ただ、やっぱり、教育長も今後就任されますけれども、まだまだ教育長が鮫川の実情、教育の現場をわかっておりませんので、それでは、来て、いきなりやれよと言われても困りますので、優秀なスタッフ、職員さんの方がついていきますので、そこは、教育長に今までの経緯と、私たちはこう考えていますという考え方を言っていて、あと、村長とすり合わせをしていただいて、村の教育方針はこういうことになります、単年度計画はこういうことになっています、それに沿って、お互い何か問題があれば話し合いをしながら前に進んでいくことを議論で話し合っ、学校は校長先生がやっているんだからいいやとか、そういうことじゃなくて、教育委員会と校長先生、お互い話しをしながら、そちらのほうの運営をしていってほしいと思うんですけれども、今後、もう1点お願いしたいのは、中学校は中学校、小学校は小学校じゃなくて、やっぱり中学校の先生方、村に来る先生方もどんどん小学校におりていって、小学校の活動を一緒に行ってみて、小学校の先生方も中学校に行っ、中学校の活動を一緒に行っていくような形をしたいなどは、私は思っているんですけれども、その点は、そういった活動の交流みたいな考えはございますでしょうか。

○議長（星 一彌君） 職務代理者、阿久津君。

○教育長職務代理（阿久津光市君） ただいまの質問ですが、先ほど申し上げましたように、

学力向上推進事業というのがありまして、授業参観を含めですね、研修会、研究事業、推進委員会等の会議をやっております。そういう場面で、小・中一校になれば、先生方もそこに出席をなさって、いろんな議論を重ねていけばいいんじゃないかなというふうに考えます。

そして、あと生徒指導研修会、こういうのもやっておりまして、これも、幼稚園、小学校、中学校、そういう生徒のですね、生徒指導の反省とか、あるいは対応策、問題点、課題、そのようなものを話し合いながら、成果を上げた事例とか情報公開を行ってですね、そういう研修会も開いておりますので、そこを十二分に活用しながらやっていけばいいんじゃないかなと考えます。

○議長（星 一彌君） 2番、森君。

○2番（森 隆之君） 私、最後になりますけれども、鮫川村、今、1クラス見ても20人ないし20人切っているクラスもございます。その中で、中学校に進学する子が1人ないし2人減ると、100人の中から1人、2人だとそんな数字ではないんですけれども、20人の中から1人、2人だと、やっぱり自分の友達が減るということは、今後、中学校単位というのがやっぱり核となるべきものなんですね。村に戻って来るともそうですし、成人式ないし厄払いも中学校単位でやっているんで、中学校がばらばらになってしまうと、やっぱりその子は行く行くは村に戻って来る可能性が低くなってしまいます。なので、1人、2人だからいいやではなくて、1人、2人でも大切に育てて、できれば村の中学校に義務教育までは受けてほしいということで、教育委員会のほうも大変だと思いますけれども、フットワークを軽くして、そこは肝に銘じてお願いしたいなと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

◇ 関 根 英 也 君

○議長（星 一彌君） 7番、関根英也君。

〔7番 関根英也君 登壇〕

○7番（関根英也君） 質問に入る前に、32年ぶりに村長選が行われまして、関根新村長が誕生しました。当選、まことにめでとう。

〔「ありがとうございます」と言う人あり〕

○7番（関根英也君） 同僚議員の質問にあって、私と重複するとは思いますが、ひとつご答弁をお願いしたいと思います。

32年ぶりに村長選が行われました。村民の大きな期待を受け、当選した村長に、今後の村

政についてお伺いをいたしたいと思います。

村長は、今後、村政運営に当たり、村発展、未来の村づくりのために、村民とともにどのようなリーダーシップを発揮し、村政に挑戦をしていくのか、お伺いをいたします。

また、次の4つの点についてもご答弁をお願いしたいと思います。

1番目に、村の基幹産業は農業であります。村長は、どのようなこの農業を位置づけて発展させていくおつもりなのかお伺いいたします。

2番目に、村の宝として取得いたしました湯の田温泉の今後の活用方法についてお伺いいたします。

3番目に、自主財源の本当に乏しい本村では、ふるさと納税も貴重な財源と思われませんが、今後の取り組みについてお伺いさせていただきます。

また、4番目に、地方創生も第2期目になりますが、この地方創生にどのように取り組んでいくのかをお尋ねしたいと思います。

ご答弁よろしく申し上げます。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 7番、関根英也議員のご質問、今後の村政についてお答えをいたします。

まず、今後の村政運営並びに村政発展、未来の村づくりのためにと、どのようなリーダーシップを発揮していくのかという、この質問に対しては、先ほど6番、9番、両議員の質問にお答えをさせていただいたような内容でございます。

まず、4点目の質問の中で、第1点目であります。

村の基幹産業は農業であるが、どのような位置づけで発展をさせるのかという質問にお答えをいたします。

本村の総生産額は84億7,000万円であります。そのうち農業生産額は7億3,000万円であり、総生産額の約8.6%を占めております。さらに、農業の和牛繁殖、酪農、水田、畑作の専業農家には若い担い手も力強く活躍し、本村の農業を大きく牽引され、今後の継続的な経営発展にも大きく期待しているところであります。

中山間に位置する本村の農業は、バイオマス・ヴィレッジ構想による有機質活用の循環型農業を実践し、大きな実績を上げております。また、遊休農地の解消、高齢者の健康づくりに寄与している大豆やエゴマ栽培のほか、農産物の直売所への出荷など、農家の経済的な効

果を大きく支えているところでもあります。

さらに、本村の農業は、里山の農村原風景を守り、豪雨時などの災害を回避してくれるなど、多面的な効果を持ち備えております。基幹産業である農林業の果たす役割は大であります。

今後も新規就農支援や担い手育成、さらには、楽しく稼げる農業の確立に向けて支援策を講じてまいります。

次に、取得する湯の田温泉の活用について答弁をいたします。

湯の田温泉は、古くから村内外の皆様から愛されてきた歴史ある湯治場であります。議員言われるとおり、まさに村の宝であります。平成23年に、村民からの要望によりさぎり荘も新築され、多くの来館者の癒やしの場として、その湧出効果にも高い評価を得ております。

また、隣接する旧つるや旅館も、長年、村の唯一の民間宿泊施設として多くの来館者にご利用いただいております。このたび、村内外の皆様からの、村中心地の宿泊施設整備の要望に応じて、施設の取得への決議を、さきの6月議会において皆様からご同意をいただいております。今回、取得への本契約の承認につきまして、定例会への議案を提出させていただいたところであります。取得契約の決議をいただいた後に、登記手続を経て、改修工事や経営方針を協議したいと考えております。

さらに、さぎり荘との連携、さぎり荘周辺の環境整備も視野に入れながら、湯の田温泉郷の復活に向けて、村民の皆様のお知恵と議員の皆様のご提案をおかりしながら、総合的な整備を推進してまいります。

次に、ふるさと納税の今後の取り組みについて答弁をいたします。

本村は、平成20年7月からふるさと納税に取り組んでいます。これの寄附金の総額は2,784万4,947円となり、これらの寄附金は、自然環境の保全や特産品の育成、歴史文化の保存、高齢者、子育て支援などの事業に活用がされています。平成30年度の納税額は361万円です。

寄附額に対して返礼品は30%以内とされており、本村では米、野菜等の農産物初め、加工品の詰め合わせ、酒類、うどん、豆、エゴマ製品に加えて、鹿角平コテージの宿泊券や焼き肉セットなど、村をPRできる返礼品を送らせていただいております。

ふるさと納税の返礼品が過度になっている自治体が問題となっておりますが、いかに納税者に関心を持っていただくか、また、この制度を活用して村の特産品をいかにアピールできるか、その自治体の手腕が試されているだけに、諦めずに納税額を倍増できる工夫を必要と

されております。さらに、奇抜なアイデアによりユニークな返礼品の開発。一度納税していただいた方へのリピーター納税、もう一度納税したいという方をふやしたい。さらには、鮫川村ファンクラブの創設など、あらゆる工夫を駆使して、ただ単に納税額をふやすだけでなく、鮫川村応援隊を年々ふえるように、ふやせるように努力をしてみたいと思います。

次に、地方創生第2期目の取り組みについての答弁であります。

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、平成28年に、東京への人の流れをかえようとする創生法が定められ、やる気のある自治体を総合戦略で応援するとした地方創生事業であります。

本村においても、交付金の約3,000万円を活用して、鮫川村総合戦略策定、鹿角平観光牧場スポーツエリア基本構想、湯の田の温泉開発基本構想、中心市街地活性化構想などを策定してまいりました。

さらに、今年度は、職員で構成する中心地活性化プロジェクトチームを設置して素案をまとめ、村民参加による鮫川村中心地域活性化協議会を設立して、各委員による慎重な協議を進めているところであります。鮫川村の現状を把握し、50年、100年後の将来的な展望に立ちながら、中心地域活性化拠点施設整備は慎重に検討すべきであります。また、建設費用の財政措置や既存施設とのかかわりにも考慮すべきであります。

また、村づくり公社の設立も計画されておりますが、その運営方法についても、誰がどのように経営するのか、大事なところであります。これが大きな重要な課題であります。

今年度は、第4次振興計画の10カ年のうち5カ年目の折り返し地点となります。後半の振興計画の推進に向けて、村民の皆様へのアンケート調査、さらには、地区別村民懇談会を開催し、今後の村づくりについてご意見をお聞きしながら、振興計画の見直しも視野に入れながら、第5次振興計画につなげたい所存であります。

大きな事業や将来的夢ある事業については、村民への公開性を高めて、情報を共有しながら策定し、さらには、議会の皆様と職員各位の知恵とアイデアをおかりしながら、事業執行していく考えであります。

以上、7番、関根英也議員の4点の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 7番、関根君。

○7番（関根英也君） ご答弁ありがとうございました。

村の基幹産業、これは農業の件であります。村長もご存じのように、もう結構な速さで耕作放棄地が進んでおります。また、畜産においてもですね、肉用牛、繁殖牛などを見ましても、後継者が少なく、経営者の高齢化が本当に進んでおります。5年後、10年後には、

廃業も余儀なくされる経営者も見受けられます。

このままですと、基幹産業である農業、水田の荒廃なども結構な速さで進んでしまうのではないかなと、そのように思っておりますが、村長は、このまま鮫川の農業は続いていくと、荒廃しないで、縮小しないでこのまま続いていくと、そのようなお考えがあれば、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 本村の農業、まさしく法人化をされて、そして担い手がしっかりと継承している事業所、数々ございます。しかしながら、高齢化に伴う、特に畜産、水田にも共通するところでありますが、高齢化して、自分の代で全て農業を閉じるしかないという、そのようなお話をされている農家の方が大勢いらっしゃるの事実であります。

本村の場合には、荒廃する遊休農地、中山間支払金制度の活用で、今のところ何とか里山の原風景も守られておりますが、しかし、それでもその中山間の、協定間のこの制度に参加をしていく集落がどんどん減っているのは、事実であります。大変農業問題に対しては、縮小していくのではないかとということで、非常に心配をしております。

ただ、考えられるのは、新規就農も含めて、担い手の育成は当然これやらなくてはならないことではありますが、やはり産業を継続的に続けるということは、楽しくなければなりません。それともう一つ、お金が稼げることでできないとならないんですね。ですから、稼げて、さらに楽しく、一番難しいところなんですけれども、楽しみながら稼げる、これは、企業、産業、農業にかかわらず、大事な要件なんです。

当面、堀川議員が先般議会でも提案した、繁殖農家のヘルパー制度、これは、やはり担い手がいるとすれば、また、農家の方々がいらっしゃれば、2泊3日の旅行に行くとか、楽しいときにはもういろんな、お葬式と結婚式もあるでしょうけれども、やっぱり本当に毎日毎日家畜の世話をしなくてはならないという、そのような大変さ、それにプラスして、そういうヘルパー制度を早く導入して、そしてバカンスという言葉が匹敵するのかなどうか、お楽しみをして、ゆっくり休めるような環境づくりにも、村は支援しなくてはならないなと思っております。

特に若い人たちはね、今、日曜日行ってもいないんですよ。若い人たちは、みんな家族連れで村から離れたり、村の中とか、友達と、そういう友達グループとで楽しみたいんですね。そこにやっぱり農家の方々も一緒に参加できるように、特に今、まだ結婚されていない農家の後継者もいらっしゃいますから、そういった機会がふえれば、結婚する機会もふえるので

はないかと思って、そういう畜産、農家かかわらず、本当にあの仕事している姿を見ると、本当にですね、汗の中、また、農家ですから汚れた、そういう環境の中でやられていても、きちんともう着がえて、好きな車に乗って、そして、お楽しみができるような環境を、村としても応援していきたいなと思っております。

なかなか農業の振興、先ほども所信の中に述べましたけれども、中山間地、それから高齢化が進むこの村で特化した、特化した稼げる新しい作物は何かできないかということで、今、実はさまざまな分野の方々と相談をしておりますが、果たしてその新しい作物が試作をして、初期投資はかかるんですけども、そういったものが本当に村の産業に結びつくのかどうか。あと、実際運営する、従事する新規就農する方が、そこに移行を示してくれるのかどうか。これも皆さんと相談しながら、産業をきちんと守り抜く、そして、農業の根幹となる農地を守るということにも全力を投じていきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 7番、関根君。

○7番（関根英也君） 答弁ありがとうございました。

私たちの先祖が、次の世代に一生懸命残そうとして守ってきた水田。この水田を今、米づくりではなかなか経営的に相当な面積をつくらないと大変だということで、なかなかサラリーマン、兼業農家の人が水田をつくらなくなっておりますが、この水田を維持していく上で、この畜産というものが大きな役割を果たしていると思います。

昨年でWCS用水稲、これが62.9ヘクタールですか。それから、飼料作物で81.3ヘクタール。これ両方合わせると144.2ヘクタールなんですよね。鮫川の全水田の20%か、20%強になるとは思いますが、これを荒らさないで、耕作放棄しないで、維持できるのも維持をして、次の世代にこの水田を渡していけるのも、やっぱり畜産が大きな、現在のところは役割を果たすと思うんです。

今、この鮫川村の肉用牛の繁殖、これはやっぱり昔から伝統がありまして、相当、村民の中にもそんなに動物だと嫌う人も少ないわけでありまして、今、復興新事業とか地方創生とか、また、数々、農林省やそういうところの畜産に対する支援事業があります。そういうものを十分な活用をして、鮫川に合う鮫川型の肉用牛繁殖を推進したらどうかと。

やはり鮫川のこの中山間地の高地を守り、農地を守るのには畜産は欠かせないものと、こう思っていますが、そういう肉用牛の振興に今後力を入れるおつもりあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） まさしく中山間のこの農業を保持している、この畜産の、特に本村の場合には、畜産の繁殖ということが大変な村の経済を支える一つとなっております。

以前にですね、今のところ子牛の間もほぼ一定水準、少しちょっと下がっているようですが、今のところまだ非常に繁殖牛の方もお元気になされていて、また、種牛の種ですね、これを共同、みんなでいい銘柄を共同購入できないかという方がいらっしゃって、先般、JAの組合長初め、役員の方にも、そういった方法を何とか考えることはできないかというご相談もさせていただきました。

繁殖牛の方々が大きな村の経済を支えているということは、村民の方も皆さんよく知っていることでありますし、将来的にですね、さまざまな事情があって、その牛を手放さなくてはならない、高齢化になってしまったと。それから、また、担い手がどうしてもやらないということで、残る牛舎、さらには機械等々も、そのまま放置するわけにはいきませんので、例えば集団営農、まとまって、1軒の繁殖牛の方々が1軒ずつでも無理だとあれば、2軒、3軒と集団営農をして、それまでの施設と、それから農地と、そういったものを共同で集団営農をすると、こういったことも視野に入れながら、また、もう既に他町では実施されておりますが、国・県の補助金を使った集団営農の大型農業法人をとった特別な、特化した飼育をされている事例も近隣町村にございますから、本村の場合にも、やはり今後そういった国・県の有利な補助金活用と、それからまた、集団営農への支援策、この国・県の補助金をよく見つけ出して、そして支援していきたいと思います。

やっぱり1番は担い手なんですね。若い人がどうやって継いでくれるかということでもあります。

実は、このような話があります。

繁殖農家のヘルパー制度に若い女性、高校生、今ね、若い人が関心持っている方いらっしゃるんだそうですよ。就農する女性の方、何て言うんだっけかや、〇〇とかと言うんだよね。そういう方々が今、非常に多いんだそうですよ。ですから、体験をまずしたいとか、ヘルパーに高校生の、女子高校生とか若い子を登録しておいて、そのときにも宿泊しながらヘルパー制度を手伝ってもらおうと。その子たちが将来就農するか否かは、それはその先であります。関心のあるそういった女性が日本国中にいっぱいいらっしゃるという話を聞きました。

ですから、そういった方々への広報、そして鮫川村のよさもアピールしながら、就農、新規就農、また、その子たちが村の畜産経営している担い手と結婚できるような運びになるかもしれませんから、そういった大変だなということばかりじゃなくて、ちょっと先を見た明

る若い力の活用、これはまた、皆さん畜産経験されている方々、大勢、議員さんにもいらっしやいますので、そういった皆さんの力をおかりして、何とか若い力で畜産、それから、そのほかの農業も手助けいただくような、新しい発想と感覚を持ち備えたPRを今後すべきでないのかなということで、英也議員の再質問の中で、今ご答弁をさせていただくということになりました。ありがとうございます。

○議長（星 一彌君） 7番、関根君。

○7番（関根英也君） 答弁、ありがとうございました。

私も村長のような考えも一部には持っておりますが、まず、肉用牛、日本の和牛ですね、霜降り牛ができるもとであります。昨年あたりまで、東南アジアのタイに、日本のこの牛肉が右肩上がりに輸出をされている。どうしてタイという国で、そんなに裕福でないのに日本の牛肉が行くのかなと、そのような疑問を持っていたんですが、タイから中国に再輸入になっていたそうでした、今回から、中国でも日本の和牛を輸入することになっておりますし、また、イギリスでも、ヨーロッパでも和牛の牛肉を輸入するようになっております。

また、この前、安倍総理とトランプ大統領が貿易問題で話し合った際も、無税枠の日本の和牛3,000トンがアメリカに毎年輸出できるような状態になっておりますし、国でも、農産物の輸出を、1兆円を目標に頑張っていますが、その中でも牛肉は重要な部位を占めております。肉用牛の生産は、決して将来性がないわけではありません。輸出のそういう戦略的な農産物になるとは思っております。

ぜひ、この鮫川村、この中山間地で肉用牛を生産するには本当に適地だなと思っておりますので、力を入れた農家の方にご指導願いたいと思っております。

次に、湯の田温泉の件について、ひとつお聞きいたします。

この湯の田温泉は、村長十分おわかりだと思いますが、昔からの湯治の温泉でありまして、いまだに地図にも載っている、本当に有名な温泉であります。さざり荘も3万3,000人ぐらい年に利用していると、こう聞いておりますが、この温泉を交流人口の増加、または中心地の活性化や観光の振興に十分つなげられる要素を持っているんだと思っております。この役場からも直線で1キロぐらいだと思うんですが、そういう近いところにあんな立派な温泉が出るというのも、本当に奇跡的な温泉だと思っております。

あの温泉を十分に利用して、これからいろいろと旅行者なんかもふえると思いますが、都会の人や、これから外国人の旅行者も来ると思います。そういう都会の人や外国の人にも通用するような宿泊施設が、ぜひ必要なんだと思っております。

つるやさん、今度買うことになりましたが、やっぱり30年前の旅館でして、やはり現代に合うのかなとちょっと疑問もありますが、でも、あれはあれで十分な使い方はできると思います。

村長も東京鮫川会の新年会などに参加して、私も参加してもらったときに、鮫川のエゴマを紹介してくれた先生、女性の方でしたが、鮫川に今、絶対必要なのは宿泊施設だと、そういうことも、ああいう先進的な人が言うておられましたので、ぜひともこう鮫川にも本当に立派な宿泊施設、将来的には必要だなと思いますので、村長はそういう考えあるかどうか、ひとつお答え願います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 湯の田温泉の今後の開発の仕方につきましては、先ほどご答弁をいたしました。まさしく現時点で宿泊施設という、ほっとはうすと山王の里ということになります。やはりご承知のとおり、昔ながらの湯治場としての湯の田の、上野駅にも看板があったと言われておりますけれども、湧出ですね。それからまた、周りの環境も含めて、川が流れていて、さらに温泉につかって癒すだけの魅力があつた周辺にはございます。

今回、つるや温泉の取得を、今回取得の契約ですね、こちらを上程させていただきましたが、まさしくあの辺一帯は湯の田温泉郷ということで、上の湯と下の湯とがあつたと聞いておりますが、また、今回のつるや温泉も含めたあの辺一帯から良質の温泉が出るということで、何とかさざり荘と、新しくリニューアルオープンする旧つるや温泉を連動しながらと思っておりますが、きのう、実は、あの施設を各課長等々で中を視察をして見せていただきましたが、間取りのつくりようによっては40人から50人ぐらいの宿泊客が収容できるようですが、さらに今後、宿泊施設の取得契約が皆様のご承認を得られれば、それを今度改修しなくちゃならないわけですから、そこにやっぱり経営される経営陣の方の思いを尊重しながら、どのように改修していったらいいかということで進めていきたいなと思っておりますが、何せやっぱり旅館とか客商売は人ですから、やっぱりその接客とおもてなしの心、そして、この方々が、接客していただいたその人との触れ合いとかおもてなしの心に、もう一度来るわけなんですね。ですから、建物だけつくったでは、やっぱりリピーターは望めないわけです。そこも含めてですね、今後宿泊施設を、さらに今つるやさんだけで十分なのかどうか、まずは、そこでスタートをして、村側の思いを酌んでいただけるような経営者に運営をしていただく方向を模索していきたいなと思っております。

さらには、さざり荘の周辺なんですから、今、中沢の入り口までの間はきれいに、川

の周辺は下払いをしておりますが、以前に買い取った南側の杉山なんですが、あれが、頂上まで村が買い取りまして、木を伐採いたしました。今年度以降、あの山をどのように彩りを持った環境整備にするかというのは、これからまだ内容は煮詰めるわけでありましたが、県の森林環境税の活用になるかと思いますが、それ活用しながら環境整備も本当にもみじの山にするのか、桜を植えていくのか、それは、さまざまな角度からアイデアを出していただいて、あの山周辺を散策できるように、そしてまた、川の周辺も安全なようにですね、湯湯治の方々が散策できるような、そのような環境も含めて、さらには、今回買い取ろう、回復しようとするつるや温泉まで歩いてこれて、それで癒やしていただけるような、あの辺一体の総合的な開発も長期的にしなくてはならないなと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 7番、関根君。

○7番（関根英也君） つるや温泉もですね、今度開業いたしましたら、多分ふるさと納税の返礼品なんかに利用できるんだなと思っております。

私たちの同級生も、もう団塊の世代、70歳以上になって、たまに同級生と東京と電話連絡しますが、田舎に帰りたいんだけど、甥っ子や姪っ子の時代で迷惑かけっから行きたくねえんだ、行けねえんだと。同級会、俺、鮫川でやるつつたら、泊まっとこあんのかよ、そういう話になりまして、いや、つるやさんが開業するときには、1番先予約として同級生呼ぶからと、そういう話はしておきましたが、やっぱり宿泊施設はね、私たちは金の卵として同級生がみんな東京に行って、今、子供たちも育て上げ、ほっとして田舎のことをこう思い出している時期だと思うんです。そういう人たちがやっぱり帰ってこられるような、公設民営でも公設公営でもそういう宿泊施設があれば、本当に心から鮫川を好きで来てくれる人もいろいろ多くなるんじゃないかなと、このように思っている次第です。

最後に、質問になりますが、先ほど村長が、鮫川の総生産額が84億だと、そういうお話しになりました。

2カ月ぐらい前だったか、新聞に、鮫川村の、全市町村の総生産額が出ておりました。鮫川村は下から3番目でした。1番下が檜枝岐、その次は昭和村だったと思います。多分80億ちょっと出ていたんで、私は3,300人で割って見たんです。1人当たり幾らになるかな。鮫川は240万ぐらいでした。檜枝岐は30億なんです、600人で割ると500万なんです。昭和村は1,300人ぐらいなものですから、三百七、八十万。鮫川村って、総生産額は福島県で何番目ぐらいに入っているんでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 総生産額84億7,000万ということですが、順位につきましては、担当課長に答弁させます。

○議長（星 一彌君） 総務課長。

○総務課長（鏑木重正君） すみません。手元に資料を持ち合わせておりませんで、後でお示ししたいと思います。

○議長（星 一彌君） 関根英也君。

○7番（関根英也君） やはり人口ビジョンにもですね、計画されておりましたが、今、人口減少がね、20年も前倒しで進んでいると。やはり人口減少が進む一つの原因だと思いますが、やはり私たちもそうなんです、なかなか稼げない、この鮫川村でね。やはり息子とか子供たちに余り迷惑かけたくない。それで、一生懸命教育をして、高学歴で、稼げる東京に送ってしまうんですね。やっぱりそういうことを、鮫川でも十分経済的な豊かさがありながら生活できるんだと、そういう鮫川村をぜひつくっていただくようお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございます。

◇ 遠 藤 貴 人 君

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤貴人君。

[3番 遠藤貴人君 登壇]

○3番（遠藤貴人君） 1週間ぐらい前だったと思うんですけども、毎朝6時50分に村内の無線で村民の歌が流れていたんですけども、今まで流れていた村民の歌はメロディーだけだったものに対しまして、歌詞が歌われているものになりました。

数年前に、村長がまだ議員時代だったころのことだったと思うんですけども、たわいもない話の中で、毎朝流れている村内無線の村民の歌に、歌詞がついていれば100点満点なんだけれどもなということをお話されていたのを思い出しまして、9月2日に登庁したというようなお話がありましたけれども、就任以来1週間程度でやれるものからしっかりと取り組んでいくというような、こういった姿勢を、朝飯をかき込みながら、朝飯とともに、その決意を腹で受けとめさせていただいたところでもあります。

村長が思い描いている村づくり、そして人づくりのビジョンがあるかというふうに思っておりますので、そういった思い描くものを、その手腕を存分に発揮していただく中で、私た

ちも議会人として、しっかりとそれをチェックしていくチェック機能を果たしていきたいというふうに思っております。

それでは、質問のほうに入らせていただきます。

給食費無償化についてです。

国の給食費無償化の動きは、各党で実現に向けた議論がなされていますが、政策として実現はしていません。そんな中、人口減少や少子化対策として、給食費の無償化に取り組む自治体が出てきています。

本村での給食費半額補助については、半額補助の是非を単独で審議する提案ではなく、5月臨時議会にて専決処分として議案が上程されました。専決処分での議案上程は、給食費の半額補助が詳細にわたり論議されているとは言いがたく、不確定な問題も多かったと感じております。

現在、半額補助になっている学校給食費ですが、今後どのように施策を進めていくのかを伺います。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 3番、遠藤貴人議員のご質問、給食費無料化についてお答えをいたします。

学校給食に必要な費用については、施設設備費や人件費などの運営費は学校設置者、村です、村が負担し、それ以外の経費は保護者が負担することと、学校給食法で定めています。この法律では、原則として食材費については保護者負担することとしていますが、自治体などが給食費に対して補助することを禁止する意図ではないため、近年、子育て支援や少子化対策の一環として、全国的に保護者負担軽減措置を講じる自治体がふえてきております。

県内の状況を見ますと、今年度給食費の全額補助、いわゆる無償化を12市町村で実施、そのうち7町村が、東日本大震災の被害地域として国から支援を受けております。また、半額補助については本村を含め10市町村で実施し、さらに定額補助や3割、6割などの定率補助、多子世帯の補助などを実施している市町村を含めると、県内59市町村中32市町村で、給食費に対する補助を実施しています。そのほか、経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対しては、就学援助制度によって学校給食費についても援助され、経済的に負担の軽減が図られています。

本村における現在の給食費補助については、前村長が喫緊の課題と判断し、半額補助に踏み切ったのではないかと思われますが、遠藤議員のおっしゃるとおり、詳細な議論がなされていなかったというのも、確実であるかと思えます。

今後どのように施策を進めていくのかというご質問であります。村の財政状況を勘案しながら、慎重に議論を重ねていく必要があると思っています。給食費については、教育的観点からある程度は保護者が負担するべきであると考えます。そうすることで食べ物に対する感謝はもちろん、親への感謝、給食にかかわる全ての人たちの感謝の心が育つのではないかという思いもあります。それも食育の一つです。

当面は、村が半分、保護者が半分という費用負担で進めていく考えですが、今後、学校給食を含めた子育て支援長期プランを、村民の意見を聞きながら策定していきたいと考えていますので、その中で、給食費についても、子育て世代の意見や要望に耳を傾けながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上、3番、遠藤貴人議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

○3番（遠藤貴人君） 今の答弁の中で、喫緊の課題ということでお話がありました。もちろん専決処分というものは喫緊の課題に対して行うものであるかというふうに私も理解はしておりますけれども、その専決処分に対しまして、専決処分をするための理由、それから限度額等々の決まりを伺いたいというふうに思っております。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 専決処分の限度額につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 担当課長。

〔総務課長 鏑木重正君 登壇〕

○総務課長（鏑木重正君） お答え申し上げます。

専決処分につきましては地方自治法で決められておりまして、できる場合はですね、1つには、179条におきまして専決処分ができる場合として、議会が成立しないとき。2つ目に、自治法第113条ただし書きの場合において、なお会議が開くことができないとき。3つ目に、普通地方公共団体の長において、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき。4つ目に、議会において議決すべき事件を議決しないときという、この4つの要件があります。

今般のこの給食費の補正専決につきましては、この3つ目の、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないということで、今回、専決処分をしたということになっております。さきの5月8日の臨時議会、第3回の臨時会において、その専決処分につきまして、承認を求める議案を提出して承認をいただいているところであります。

以上です。

あと一つ、そのほかに108条におきまして、別な要件としまして、専決処分ができる場合としまして、もう一つ議会の委任による場合というものがあります。これは、村が工事協定の契約におきまして、5,000万円以上の工事請負等については議会の議決を要することになっておりますけれども、その議決をいただいた工事費の5%以下の増につきましては、専決処分ができるという規定になっております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

○3番（遠藤貴人君） 私は専決の中に金額の上限があるのかなというふうに理解をしていたとか、考えていたんですけども、今の答弁を聞きますと、特に金額についてのそういった縛りはないようなことだなというふうに理解をしました。

先日ですね、郡山市の職員の方たちとお話する機会がありまして、その中で給食費の話が出ていまして、郡山市で給食費全額補助する場合にどのぐらいの費用が必要かというようなお話になったときにですね、14億円だというふうに言っていました。半額補助だと7億円ということになりますねということでお話があったんですけども、恐らく7億円を専決処分するということはなかなかないことなのかなというふうに考えておりまして、やはり教育には私もお金をかけるべきだというふうに考えていますし、本当にこれは偏った究極なことになってしまうかもしれませんが、地方が負けなために競えるポイントというのは、もしかすると教育しかないんじゃないのかなというふうに私は考えていまして、ですから、給食費を無償化するということは、副産物として学校の先生のそういった集金の業務をなくすとか、そういったことが働き方改革にもつながるといような副産物はあるのかもしれませんが、やはりお金を使って、問題解決の手段にお金を使うのであれば、やはりそこにはしかるべき議論があるべきなのかなというふうに、私は考えております。

非常に大事な問題、大事な議題を我々議会が発言できる場がなかったというのは、私、先ほど議会人の1人というふうに申し上げましたけれども、非常に残念だなというふうな思い

であります。

今後いろいろな施策をしていく中で、先日、つるや旅館の件に関しまして全協が開かれましたけれども、そういった重要な議案に関しましては、さまざまな議論を深めていきたいというふうに私は思っておりますので、その点に関しまして、村長のほうから答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 給食費の半額補助ということで、当時、私も議会議員の1人でありましたので、専決処分につきましては認めていたわけではありますが、今回、給食費を無料化する自治体が出てきているのはわかっていましたけれども、今回、半額補助ということにつきまして、前大楽村長のほうからも、その経緯につきましては説明を受けましたけれども、やはり食というのは与えられるものでなくて、やはり生み出して、苦労して、生み出して、そして我が子に与えるものなんです。ですから、ツバメやスズメを見ている、野鳥を見ている、もう餌をとり、運ぶ、という繰り返しをしている姿を見るときに、我々小さいときもそのようにして育ったなと思っております。ですから、今回、村で給食費の半分補助をしても、あと半分はやはりご父兄、保護者が我が子の食をきちんと提供するという半分こ作戦、それきちんと明白にすべきだなと思っております。

さらに大事なのは子供の食育なんです。実は、4日前に学校給食をセンターのほうで食べさせていただき、243円だったかな、払わしていただいて食べさせていただきましたが、やっぱりその中には、栄養士さんの栄養バランスとか、それから調理している方々、七、八人の方いらっしゃいましたけれども、その方々の調理への思いとか、それからまた、その中には村の中の農産物、エゴマすいとんだったんですけれども、非常においしかったです。そういったアイデアを駆使して、村の特産品をきちんと活用する努力があの中に含まれております。でありますから、その中で子供たちが毎日食する中に、この食材のここまで給食が来る過程、それから、皆さんのお父さんやお母さんがこの中の食事費の中の半分は支払っているんですよと、あと半分は多くの村民の方々、お父さん、お母さんの税金なんですよという、その食育の中にもきちんと教育できるような、今後また中学校、小学校に行っても、そのような食育の教育をぜひしていただきたいというお願いを、栄養士さん、また給食センターの所長にもお話をしてきたところであります。

ある町は給食費が高いんですよ。全額保護者負担なんです。その町は残さないというんです。やっぱり高い食事費を払っていますから、子供たちにはきちんと伝わっていて、残菜

がないと、残さない。やっぱりその出てきた中に感謝を持って食べる。いただきますという言葉のとおり、本当にさまざまな命をいただいてきた中の、あの中に詰まっているとすれば、そういうのは子供たちの感謝の心に置きかえたいなと思って、今回はそのまま半額補助ということを遂行したいと思って、答弁をつくりました。

また、担当課長のほうから、半額補助の金額、どのくらいの金額が村から今負担されているのかということにつきましては、担当課長の教育課長のほうから答弁をさせます。

○議長（星 一彌君） 担当課長。

〔教育課長 渡邊 敬君 登壇〕

○教育課長（渡邊 敬君） 教育課長の渡邊であります。

ただいまの2分の1補助に対します、村で幾ら負担しているかというところでありまして、けれども、予算額で言いますと667万2,000円、これを村が2分の1の分ということで負担しております。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

○3番（遠藤貴人君） 今、担当課のほうから、おおよそ700万円というような説明がありました。恐らく全額補助しても1,400万ということで、非常に金額としてはとてもとても財政を圧迫するような、そんな大きな金額ではないんだろうというふうに、私も考えます。ここで給食費の補助、半額、全額の是非を問うつもりはありませんので、ただ、私は北條議員などからもたびたびご指摘ある、要するに計画、執行、そして精査、チェックですね。そして次の施策に生かしていくというような、そういったPDCAのサイクルというのは非常に基本になるものでありまして、しっかり議論を経ないと、せっかくいいものを行ったとしてもですね、成果とか効果が半減してしまうだろうというふうに考えています。

私もですね、やっぱり根性論とか精神論とか、そういった環境に少年時代から長く身を置いていたものですから、子供の食いぶちぐらい親が持つべきだろうというような、そういったところにですね、往々にしてなりがちなんですけれども、しかしですね、そういったことをぐっと押し殺して、やはりどういったお金の使い方をしていくのが、この村にとって、教育環境にとって、そして子供たちにとっていいのかというような議論をしっかりと煮詰めながら、そういった大事な施策の話をしていきたいなというふうに、私も考えております。

今後ですね、こういった重要な案件に対しまして、さまざまな人たちのさまざまなご意見が入り、そして建設的な議論になっていくことを願ひまして、私の今般の質問とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） これで一般質問は終わります。

14時50分まで休憩いたします。

（午後 2時44分）

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

（午後 2時52分）

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（星 一彌君） 日程第8、報告第3号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

本件について報告内容の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、報告第3号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明を申し上げます。

議案書の2ページをごらんください。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して報告するものであります。

本村の財政指数は、いずれも健全化基準値を下回っており、資金運用面では問題なく健全なる経営をしている内容であります。

以上で報告第3号の説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） ここで、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査意見書が監査委員から提出されておりますので、審査の結果について報告を求めます。

代表監査委員、森洋君。

〔代表監査委員 森 洋君 登壇〕

○代表監査委員（森 洋君） それでは、私からご説明を申し上げたいと思います。

議案書3ページ、平成30年度健全化判断比率審査意見書と、4ページの平成30年度資金不足比率審査意見書について、監査委員を代表いたしまして、ご説明申し上げます。

最初に、3ページの平成30年度健全化判断比率審査意見書であります。

1の審査概要につきましては、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものであります。

2の審査の結果であります。

まず、(1)は総合意見であります。この内容は、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

表の①実質赤字比率欄と②の連結実質赤字比率欄は、いずれも黒字決算のため算出されませんでしたので、ハイフンであらわしております。

③の実質公債費比率は6.3%と算出されております。平成29年度との比較では0.2ポイントほど上回りましたが、早期健全化基準25%を大きく下回り、健全財政であることを示しております。

④の将来負担比率につきましては、比率が算定されないため、ハイフンであらわしております。

(2)の個別意見は、表の説明であります。

(3)の是正改善を要する事項では、特に指摘すべき事項はありませんでした。

次に、4ページの平成30年度資金不足比率審査意見書であります。

1の審査の概要につきましては、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものであります。

対象となる特別会計は、簡易水道特別会計と集落排水事業特別会計であります。

2の審査結果であります。 (1)の総合意見では、審査に付された公営企業に実質収支の状況で、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

(2)の個別意見であります。簡易水道特別会計と集落排水事業特別会計のいずれの会計も資金不足額が生じておらず、経営健全化基準の20%を下回り、良好な状態を示しておりますので、表ではハイフンであらわしております。

(3)の是正改善を要する事項では、特に指摘すべき事項はありませんでした。

以上、報告といたします。

○議長(星 一彌君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第3号の報告を終わります。

◎議案第68号の上程、説明、質疑、採決

○議長（星 一彌君） 日程第9、議案第68号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度鮫川村一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第68号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

議案書の5ページから8ページ、歳出補正予算書事項別明細書1ページから2ページをごらんいただきます。

予算総額の増減はありません。

歳出において、1款1項1目会議費、14節使用料及び賃貸料55万5,000円は、これまで議会や農業委員会の会議で使用してきた議場用録音システムが故障し、修理が不可能なために新たに導入した録音システムのリース料であります。

2款総務費、4項選挙費、7目鮫川村議会議員補欠選挙費122万8,000円は、7月11日に辞職した議員の補充のため、鮫川村長選挙と同時に実施した村議会議員の補欠選挙のための経費であります。

いずれも財源には予備費を充当するものであります。地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和元年7月23日に専決処分をしたため、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

以上で議案第68号の説明とさせていただきます。

ご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

専決処分の議案でありますので、討論を省略します。

これから議案第68号 専決処分の承認を求めることについてを簡易採決により採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第69号～議案第82号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第10、議案第69号 鮫川村森林環境譲与税基金条例から日程第23、議案第82号 鮫川村公共物管理条例の一部を改正する条例までの14議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第69号から議案第82号までの14議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第69号 鮫川村森林環境譲与税基金条例についてご説明を申し上げます。

議案書の9ページをお開きください。

この条例は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、市町村に森林環境譲与税が譲与されることになりましたが、同法34条で譲与税の用途が規定されているため、譲与税を適正に管理するため基金を制定するものであります。

次に、議案第70号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書の10ページをお開き願います。

本案は、鮫川村奨学基金に寄附があったために、基金の額と所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第71号 鮫川村税条例等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書の11ページをお開きください。

本案は、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の主なものとして、個人住民税の非課税範囲の見直し、軽自動車税の環境性能割の税率の臨時的軽減、軽自動車税の種別割の特例措置延長などであります。

次に、議案第72号 鮫川村行政財産使用料条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書の17ページをお開き願います。

本案は、消費税法の改正に伴い、福島県に準じる内容で使用料の見直しを行ったものであります。

次に、議案第73号 語学指導等を行う外国青年の報酬に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書の18ページをお開き願います。

本案は、外国語指導助手に通勤費の費用弁償を支給するため改正するものであります。

次に、議案第74号 鮫川村認定こども園条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書の19ページをお開き願います。

本案は、国の幼児教育無償化に際し、子育てのための施設等利用給付認定制度が創設されるため、給付認定の明確化を図るために必要な改正を行うものであります。

次に、議案第75号 鮫川村公民館条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書の20ページをお開き願います。

本案は、消費税法の改正に伴い、施設使用料の見直しを行うものであります。

次に、議案第76号 鮫川村青少年広場設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書の22ページをお開きください。

本案は、消費税法の改正に伴い、青少年広場の夜間照明施設及び運動場の使用料について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第77号 鮫川村村民体育館設置条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

議案書の23ページをお開き願います。

本案は、消費税法の改正に伴い、体育施設の使用料を改正するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第78号 鮫川村農業者トレーニングセンター設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の24ページをお開き願います。

本案は、消費税法の改正に伴い、農業者トレーニングセンターのアリーナ、トレーニングルーム使用料及びプール使用料を改正するため、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第79号 鮫川村保育料に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書の26ページをお開きください。

本案は、国の幼児教育無償化に際し、子育てのための施設等利用給付認定制度が創設されるため、給付認定の明確を図るために必要な改正を行うものであります。

次に、議案第80号 鮫川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

議案書の27ページをお開きください。

本案は、消費税法の改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第81号 鮫川村河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書の28ページをお開き願います。

本案は、消費税法の改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第82号 鮫川村公共物管理条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書の29ページをお開き願います。

本案は、消費税法の改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

以上で議案第69号から議案第82号までの提案理由の説明とさせていただきます。

原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

◎議案第83号～議案第92号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第24、議案第83号 平成30年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第33、議案第92号 平成30年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決

算認定についてまでの10議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第83号から議案第92号までの10議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

決算の事業費内容内訳等につきましては、別冊平成30年度一般会計特別会計歳入歳出決算書並びに主要施策の成果及び予算執行の実績をごらんいただきたいと思います。

初めに、議案第83号 平成30年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定につきましてご説明をいたします。

議案書の30ページ、決算書の6ページをお開き願います。以下、決算書で説明いたします。

平成30年度の歳入歳出決算額ですが、歳入総額は34億5,427万2,697円、歳出総額は32億6,169万3,435円であり、歳入歳出差引額は1億9,257万9,262円となっております。このうち繰越明許費が2,037万4,000円で、単年度収支額では1億7,220万5,262円の黒字となりました。

決算書7ページです。

歳入の主なものをご説明いたします。

1款村税2億8,402万9,712円は、昨年度比503万3,286円、1.7%の減となっております。個人村民税、固定資産税の減収によるものであります。

2款地方譲与税4,252万6,000円は、前年度と比較しますと72万3,000円、1.7%の増額となっております。

8ページをお開き願います。

6款地方消費税交付金6,013万6,000円は、前年度と比較しますと310万1,000円、5.4%の増となっております。

9ページです。

9款地方交付税17億785万1,000円は、前年度と比較しますと3,518万2,000円の約2%の減となっております。

10ページをお開き願います。

12款使用料及び手数料3,220万3,934円は、前年度と比較しますと1,055万6,205円、24.7%の減額となっております。これは鮫川こどもセンターの認定こども園に移行した際に保育料の見直しを行い、5歳児の保育料無料化や、多子世帯の保育料軽減による児童福祉使用料の

減や、住宅使用料などの減によるものであります。

11ページです。

次に、13款国庫支出金 2億2,224万9,118円は、前年度比2,114万6,833円、8.7%の減となっております。これは公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金や社会資本整備総合交付金の減などによるものであります。

13ページです。

14款県支出金 2億7,657万9,798円は、前年度比8,782万4,455円、24.1%の減となっております。これは福島森林再生事業補助金や農用地等災害復旧事業費補助金、東日本大震災農業生産対策交付金などの減によるものであります。

17ページをお開き願います。

17款繰入金は 3億5,989万2,302円ではありますが、前年度と比較しますと6,199万3,508円、20.8%の増であります。これは財政調整基金繰入金は減少したものの、さぎり荘増築工事に伴う公有施設整備基金の増や、教育施設整備基金、福祉基金などの繰入金が増えたことによるものであります。

19ページです。

18款繰越金は 2億1,660万758円ではありますが、前年度と比較しますと5,799万8,474円、36.6%の増であります。これは繰越明許費繰越金及び前年度決算剰余金の繰越金の増によるものであります。

21ページをお開き願います。

20款村債であります。村債の 1億7,900万円は、前年度と比較しますと、全体として 1億1,510万円の39.1%の減となりました。

続きまして、歳出決算額をご説明をいたします。

23ページをお開き願います。

2款総務費の25ページ、5目財産管理費、26ページです。13委託料509万8,680円の内容は、財務書類の作成において固定資産台帳の整備が義務づけられたために、平成24年度から年次計画で実施している財産台帳整備業務で16カ所の台帳整備費480万7,080円と、教職員住宅青生野5号と越虫移住定住促進住宅の不動産価格等調査業務29万1,600円であります。

同じく25節積立金の 3億4,827万5,683円ですが、これは財政調整基金に 1億8,500万円、教育施設整備基金に4,800万円、福祉基金に4,000万円、公有施設整備基金に7,100万円余りを積み立てたものであります。

同じく 6 目企画費、13 節委託料3,025万8,031円ですが、そのうちクラウドサービス移行業務が27ページです、607万9,212円、村総合パンフレット作成業務407万1,600円、移動通信用施設整備設計監理業務が、大竹、田尻地区の 2 地区で694万5,480円などであります。

同じく15 節工事請負費3,193万2,900円の内容は、国道289号改良工事に伴う光ファイバーケーブルの支障移転工事が218万9,160円。移動通信用鉄塔施設整備工事が、大竹、田尻の 2 地区分で2,715万4,440円などであります。

同じく18 節備品購入費879万2,031円の内容は、デスクトップパソコン34台の購入費844万4,725円、ノートパソコン 2 台の購入費18万5,522円であります。

28ページをお開き願います。

同じく 7 目地方振興費、19 節負担金補助及び交付金のうち、集会施設改修事業費50万6,000円は、赤坂東野石井草地区集落センターの屋根ふきかえ工事に対する補助金であります。

31ページをお開き願います。

同じく 4 項選挙費、3 目福島県知事選挙費、1 節報酬から32ページです、14 節使用料及び賃貸料まで合わせて444万5,624円は、平成30年10月28日執行の福島県知事選挙の執行に要した経費であります。

3 款民生費、33ページであります。1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、13 節委託費のうち村民保養施設指定管理業務1,100万円は、さぎり荘の指定管理料であります。

同じく15 節工事請負費3,714万1,200円は、村民保養施設増築工事の経費であります。

同じく18 節備品購入費95万3,984円は、さぎり荘に整備した防犯カメラや座卓、正座椅子などであります。

同じく19 節負担金、補助及び交付金のうち、村社会福祉協議会活動費補助金として補助金は3,690万9,000円であります。

同じく28 節繰出金3,764万9,573円は、国民健康保険特別会計事業勘定への繰出金であります。

同じく 2 目老人福祉費、34ページです。15 節工事請負費125万1,720円は、高齢者総合福祉センターの自動ドア装置取りかえ工事、ラインポンプ交換工事、浴水循環浄化装置入替工事の費用であります。

同じく 3 目後期高齢者医療事務費、19 節負担金、補助及び交付金の4,965万9,725円は、福島県後期高齢者医療広域連合への負担金であります。

同じく28節繰出金1,413万335円は、後期高齢者医療費特別会計の繰出金です。

同じく4目介護保険事務費、28節繰出金7,832万5,360円は、介護保険料特別会計の繰出金であります。

35ページをお開き願います。

同じく5目障害者福祉費、20節扶助費9,904万2,788円のうち、重度心身障害者医療費721万1,857円、障害者自立支援給付費8,532万274円を支出しております。

同じく2項児童福祉費36ページです。2目児童措置費4,735万6,753円のうち、20節扶助費で児童手当として4,697万5,000円支出をいたしました。

同じく4目保育費、37ページです。5目こどもセンター費に合わせて9,624万3,030円支出しております。

38ページをお開き願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、39ページです。20節扶助費で、医療費助成費社会保険分の乳幼児から妊産婦医療費に、合わせて857万1,697円を支出しております。同じく28節支出金で医療費助成費、国民健康保険分として、乳幼児から妊産婦医療費まで194万632円を支出しております。

40ページをお開き願います。

4目環境衛生費、41ページです。19節負担金、補助及び交付金の1億4,128万8,000円のうち、東白衛生組合東白斎苑運営費負担金は1億3,610万3,000円で、この中には東白衛生組合の基幹的設備改良事業の建設費分の負担金が含まれております。

41ページをお開き願います。

同じく28節繰出金8,617万5,000円は、簡易水道事業特別会計と集落排水事業特別会計の支出金であります。

6目保健センター費、13節委託費1,506万8,382円のうち、住民健診分は42ページです。健康増進事業からがん検診まで合わせて1,303万4,171円となっております。平成30年度の特定検診受診率は、関係者のご協力により71.5%達成することができたということで、非常に高い数値であります。努力をしていただいたと思います。

6款農林水産費の1項農業費、43ページです。2目農業総務費、13節委託料のうち1,850万円は、農産物加工直売所、堆肥センターの施設に対する指定管理業務の委託料であります。

同じく18節備品購入費200万3,400円は、手・まめ・館に整備したみそこし器と防犯カメラの購入費であります。

3目農業振興費、44ページです。13節委託料のうち、米の放射性物質の全量全袋検査業務に916万6,764円を支出しております。

同じく19節負担金、補助及び交付金のうち、鳥獣被害防止施設等資材購入費は、電気柵等の購入による助成金として185万5,000円分。また、イノシシの捕獲に対し、鳥獣捕獲事業費、イノシシ捕獲管理業務合わせて320万円を支出いたしました。また、青年就業給付金として、28年度新規就農者1名に対して150万円。また、農業次世代人材投資資金として、平成29年度新規就農者の夫婦に対して225万円を支出しております。

45ページです。

同じく6目農地費、46ページです。19節負担金、補助及び交付金のうち水田作付条件整備事業補助金として211万7,250円を支出しております。

47ページをお開き願います。

同じく8目多面的機能維持支援費、19節負担金、補助及び交付金で、多面的機能支払交付金に1,891万6,875円、中山間地域等直接支払交付金に9,215万6,957円を支出しております。

同じく2項林業費、1目林業総務費の13節委託料のうち、緑の文化財保全業務100万円。二段田のひがん桜の保全のための支出です。

ふくしま森林再生事業、48ページです。同意取得業務に197万1,000円。森林整備業務に対して4,700万3,760円を支出しております。

同じく2目林業振興費、15節工事請負費1,029万8,880円は、林道東前田線舗装工事の支出であります。

同じく3目森林環境税交付金事業費、13節委託料259万6,320円は、湯の田水源涵養林整備業務委託料であります。

49ページをお開き願います。

7款1項商工費、1目商工業振興費、19節負担金、補助及び交付金1,212万2,890円のうち、1,201万4,390円は県企業誘致推進協議会負担金、中小企業経営安定支援事業負担金を除いた商工会指導職員設置事業費のほか、商工会関係に対しての支出した補助金であります。

同じく3目観光費、13節委託料のうち50ページです。637万2,000円は、里山景観形成実践事業業務委託で、里山の景観保全のための草刈り等の業務委託したものであります。

8款土木費、51ページ。2項道路橋りょう費、1目道路維持費、15節工事請負費1,482万840円は、村道富田・山田線舗装補修工事に546万9,120円、道路維持補修費に804万9,240円、新宿・古殿線排水路整備工事に130万2,480円などの工事費であります。

同じく 2 目道路新設改良費、52ページです。15節工事請負費8,646万6,600円は、村道江堀・那倉線舗装補修工事に3,636万4,608円ほか、村道水口・大沢線改良工事、村道新宿・古殿線舗装補修工事を施行したものであります。

同じく 3 項住宅費、53ページをお開き願います。

2 目住宅建設費、13節委託料1,185万6,240円は、反田住宅建設工事設計業務委託料718万4,160円や、水口住宅建設工事監理業務委託料285万1,200円などであります。

同じく 15節工事請負費5,216万5,840円は、水口住宅建設工事4,854万7,840円になっております。

9 款消防費であります。

1 項消防費、54ページ、2 目消防施設費、18節備品購入費610万2,000円は、2 分団 3 部の宝木地区に配備している小型動力ポンプ普通搭載車の更新を行ったものであります。

同じく 3 目水防費、13節委託料760万9,140円のうち、新型 J アラート受信装置設置業務に285万6,000円を支出しております。

55ページをお開き願います。

10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費、56ページです。13節委託料1,132万5,970円のうち、スクールバス運転業務に999万7,140円を支出しております。

同じく 15節工事請負費1,515万2,113円は、鮫川小学校の防火シャッター修繕工事108万2,629円や、鮫川中学校の校舎トイレ改修工事648万円、体育館屋外トイレ改修工事319万320円などに要した経費であります。

同じく 19節負担金、補助及び交付金2,851万9,824円のうち、57ページです。高校生通学支援金966万円、修明高校鮫川校の村外生徒通学支援金として576万円を支出しております。

同じく 2 項小学校費、1 目学校管理費、18節備品購入費では、児童用机55台、椅子55脚、児童用傘立て 6 台などの購入費として143万8,320円を支出しております。鮫川小学校の児童用机、椅子については、3 年計画で高学年から随時更新して、平成30年度に 1・2 年生分を更新し、全て完了となりました。

64ページをお開き願います。

同じく 6 項保健体育費、2 目体育施設費、65ページです。13節委託料1,145万9,004円は、体育施設の指定管理料であります。

11 款災害復旧費、1 項公共土木施設災害復旧費、2 目過年度土木施設災害復旧費、15節工事請負費1,921万7,200円の内訳は、平成29年10月の台風21号による災害復旧工事 1 カ所の工

事費1,296万1,080円と、平成28年8月の台風9号による災害復旧工事、平成29年度繰越分であります。1カ所の工事費625万6,120円であります。

同じく2項農林水産施設災害復旧費、66ページになります。2目過年度農業施設災害復旧費、15節工事請負費の農地等災害復旧工事813万240円は、同じく平成29年10月の台風21号により被災した農地等3カ所分の復旧工事です。

71ページをお開き願います。

基金に関する調書です。

財政調整基金は、繰り出し処分としてこどもセンター運営事業費ほか7事業に2億3,900万円を繰り出し処分し、積立金として平成29年度一般会計決算の剰余金など1億8,515万4,298円を積み立てしましたので、決算年度末現在高が5億6,413万6,458円となったものであります。

教育施設設備基金は、小学校施設整備事業費のほか1事業所に1,540万円を繰り出して処分しましたが、特別積立金、利子積立金合わせて4,808万6,110円を積み立てて、決算年度末現在高は3億708万5,926円となっております。

72ページです。

福祉基金においても、福祉対策事業費に4,000万円繰り出し処分いたしました。特別積立金、利子積立金合わせて4,001万8,081円を積み立てましたので、決算年度末現在高は1億5,640万5,881円となっております。

73ページをお開き願います。

ふるさとづくり基金は、特産品育成事業費ほか3事業所合わせて448万円を繰り出し、新たに寄附金等を359万3,124円積み立ていたしましたので、決算年度末現在高3,087万4,612円となっております。

14、公有施設整備基金においては、庁舎修繕事業ほか6事業に5,110万円を繰り出し処分いたしました。積立金は財産貸付収入ほか、特別積立金7,141万8,796円を積み立てし、決算年度末現在高は8億3,638万9,304円となっております。

次に、議案第84号 鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定に当たってご説明を申し上げます。

平成27年5月に持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険法の一部を改正する法律が成立し、これに伴い市町村国保の制度が変わりました。平成30年4月から都道府県は、市町村とともに国保運営を行い、安定的な財政運営や効率的な事業の実施等について役

割を担うこととなりました。市町村は引き続き住民に身近な業務として、資格管理や保険税の賦課、徴収、保険給付、保健事業などを行います。

決算書76ページから78ページをごらんいただきます。

歳入総額は4億2,964万2,387円、歳出総額は4億2,776万1,468円で、差引額は188万919円となっております。

歳出の主なものですが、79ページからです。

国民健康保険税の収入済額8,089万9,200円は、前年度比249万700円の減であります。これは被保険者数の減少によるものが主な要因であります。

3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、2節特別交付金3,173万7,000円のうち178万5,000円は、保険者努力支援金によるものであります。また、同じく特別調整交付金1,556万3,000円は、直診勘定への繰入金及び国保のヘルスアップ事業と制度改正に伴うシステム改修のための交付金であります。

80ページ、5款繰入金です。

1項他会計繰入金の1目1節一般会計繰入金が2,119万5,798円、2節保険基盤安定繰入金は1,839万4,407円となっております。

歳出です。

83ページをお開き願います。

2款保険給付費です。総額2億3,309万6,829円は、前年度比464万8,951円の減で2%の減額となっております。

89ページ、財産に関する調書をごらんください。

2、基金の(1)保険給付費支払準備基金ですが、前年度決算剰余金2,417万4,000円等を積み戻しましたが、決算年度末現在高は3,468万2,903円となっております。

続きまして、議案第85号 平成30年度鮫川村国民健康保険特別会計(直診勘定)歳入歳出決算認定でご説明を申し上げます。

90ページと91ページであります。

歳入の決算額が6,411万3,094円、歳出の決算額が6,018万2,559円、歳入歳出差引額は393万535円となっております。

歳入です。

92ページ、1項の診療収入は4,189万5,798円です。前年度比で2.2%の減となっております。

歳出です。

94ページをお開き願います。

1 款総務費は3,906万3,689円、95ページの2 款医療費は2,111万8,870円となっております。

次に、議案第86号 平成30年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明をいたします。

98、99ページをお開き願います。

歳入総額1億980万3,262円、歳出総額が1億820万9円で、歳入歳出差引額は160万3,253円となっております。

歳入の主なものが、100ページ、2 款使用料及び手数料は2,462万2,481円で、4 款繰入金の一般会計繰入金は5,850万円となっております。

歳出です。

102ページをお開き願います。

2 款施設費、103ページです。

2 項1 目施設整備費、15 節工事請負費の2,765万7,720円は、寅卯平給水施設整備工事費であります。

3 款公債費は5,029万6,275円となっております。

次に、議案第87号 平成30年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明をいたします。

決算書107、108ページをお開き願います。

歳入総額が1,261万8,807円、歳出総額が1,087万4,094円で、歳入歳出差引額が174万4,713円となっております。

109ページです。

歳入です。

1 款使用料及び手数料の運行収入は701万1,180円、3 款の繰入金の一般会計繰入金は430万円となっております。

110ページをお開き願います。

歳出です。

1 款総務費、1 項1 目村営バス事業費は総額で690万4,531円、2 款公債費が元金と利子合わせて246万8,504円となっております。

次に、議案第88号 平成30年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてご

説明を申し上げます。

114ページ、115ページをお開きください。

歳入総額が4,005万5,326円、歳出総額が3,919万8,617円で、歳入歳出差引額が85万6,709円であります。

116ページ、歳入です。

2款使用料及び手数料は973万358円で、3款の一般会計繰入金は2,767万5,000円となっております。

117ページをお開き願います。

歳出です。

1款施設費は1,687万1,627円、2款公債費は2,232万6,990円となっております。

次に、議案第89号 平成30年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

121から122ページをお開きください。

歳入総額4億8,457万7,182円、歳出総額4億7,303万8,382円、歳入歳出差引額が1,153万8,800円となっております。

124ページをお開き願います。

歳入です。

1款保険料では7,729万8,280円で、前年度と比較しますと1,021万7,080円の増となっております。

2款国庫支出金は1億3,710万5,220円、3款支払基金交付金は1億2,117万7,197円となっております。

歳出です。

128ページをお開き願います。

2款保険給付費の総額は4億2,083万5,604円で、前年度と比較いたしますと1,181万8,192円の減となっております。

次に、議案第90号 平成30年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

135、136ページをごらんください。

歳入総額が2,142万9,388円、歳出総額は1,902万3,127円で、歳入歳出差引残額は240万6,261円となっております。

137ページ、歳入ですが、1 款使用料及び手数料が630万5,925円です。

2 款繰入金の一般会計繰入金は1,340万円となっております。

138ページをお開き願います。

歳出です。

1 款総務費、1 項施設管理費は1,902万3,127円となっております。

次に、議案第91号 平成30年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

142、143ページをごらんいただきます。

歳入総額が9,997万8,884円、歳出総額が9,975万5,885円、歳入歳出差引額が22万2,999円となっております。

144ページです。

歳入です。

1 款分担金及び負担金ですが、古殿町からは5,899万7,021円を負担していただいております。本村の運営費負担に相当する2 款繰入金の一般会計繰入金が2,536万5,177円及び4 款諸収入、1 項納付金、1 目給食費納付金が1,463万8,007円で、合計4,000万3,184円となっております。これで比較しますと古殿町は59.6%なんですね、本村が40.4%の負担割合となっております。

次に、議案第92号 平成30年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

150、151ページをごらんいただきます。

歳入総額が3,773万9,678円、歳出総額が3,766万3,850円で、差引額が7万5,828円となっております。

152ページ、歳入です。

1 款後期高齢者医療保険料は2,296万9,100円、2 款繰入金の一般会計繰入金は1,413万335円となっております。

154ページです。

歳出です。

2 款後期高齢者医療広域連合給付金は3,610万7,935円となっております。前年比と比較いたしますと9万5,828円の減となっております。

平成30年度の一般会計歳入総額34億5,427万2,697円、特別会計歳入総額は12億9,995万

8,008円で、一般会計と特別会計合わせますと47億5,423万705円で、前年度と比較しますと2億7,192万5,064円、率にしまして5.4%の減となっております。

歳出総額は一般会計32億6,169万3,435円、特別会計が12億7,569万7,991円となっており、一般会計と特別会計を合わせた歳出合計額が45億3,739万1,426円で、前年度と比較いたしますと2億1,307万4,703円、率にして4.5%の減となりました。

以上で、議案第83号から議案第92号までの10議案について提案理由の説明とさせていただきます。

原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

◎監査報告

○議長（星 一彌君） ここで、平成30年度鮫川村一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算について、決算審査意見書は監査委員から提出されておりますので、審査の結果について報告を求めます。

代表監査委員、森洋君。

〔代表監査委員 森 洋君 登壇〕

○代表監査委員（森 洋君） では、決算審査の意見を申し上げます。

議案書では31ページから35ページでございます。

平成30年度鮫川村一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書について、監査委員を代表いたしましてご説明申し上げます。

第1の審査の実施根拠であります、地方自治法第233条第2項の規定による決算審査であります。

第2の審査の概要であります、1の審査対象は、（1）の平成30年度鮫川村一般会計歳入歳出決算から（2）から（10）までの特別会計歳入歳出決算並びに（11）平成30年度各種基金の運用状況を審査の対象といたしました。

2の審査期間であります、令和元年7月30日から8月6日までの間の5日間実施いたしました。

3の審査の手續であります、この審査に当たりましては、村長から提出された各会計の歳入歳出決算書及び歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各種基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠し調製されているか、また財政運営は健全か、財産管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなど

を主眼に置き、関係諸帳簿及び証拠書類を点検照合するとともに、関係各課の説明を聴取し、審査手続を実施したものであります。

第3の決算の概要であります。1の各会計の総括では、平成30年度歳入歳出決算の総額は、一般会計と9つの特別会計を合わせますと、歳入総額が47億5,423万705円で、歳出総額は45億3,739万1,426円であり、歳入歳出差引額は2億1,683万9,279円となります。2の一般会計、歳入歳出決算額は歳入総額34億5,427万2,697円、歳出総額32億6,169万3,435円、歳入歳出差引額は、1億9,257万9,262円となり翌年度へ繰越すべき財源、2,037万4,000円を差し引いた1億7,220万5,262円が、翌年度へ繰り越す額となるものです。

次に、32ページであります。このような厳しい財政状況の中で自立の村づくりに向けて財政運営の効率化を図り、実質収支額が黒字決算になったことに対し敬意を表するところがあります。

主な事業といたしまして、クラウドサービス移行業務、移動通信鉄塔施設KDDI通信設備工事大竹地区、田尻地区、給食配送車購入事業、鮫川中学校校舎トイレ改修事業工事、トレーニングセンタープールろ過循環装置入替工事、鳥獣被害防止施設等資材購入事業、鳥獣捕獲等事業、イノシシ捕獲管理事業、多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払交付金事業、ふくしま森林再生事業（大塩地区）、村民保養施設増築工事、橋梁補修調査設計業務、村道江堀・那倉線舗装補修工事、水口住宅建設工事、宅地分譲地造成工事、簡易水道固定資産台帳見直し及びアセットマネジメント策定業務など、国及び県の補助金を積極的に活用し、自主財源の乏しい中、住みやすい村づくりの実現に努めております。

また、徴収関係では村税完納達成を目標に掲げ、行政区長並びに納税組長の協力を得て納税組合員の村税年度内完納を達成し、昭和32年以来62年間継続完納となったことは誉れ高きことであり、評価に値するものであります。

納税は村民全てが負う義務であり、収入未済額の解消に向け、引き続き、納税に対する理解の啓発と税収の確保に努めていただきたいと思います。

以下、記載のとおりありますので、省略させていただきます。

33ページの中ほど、3、国民健康保険特別会計から34ページの12、基金会計につきまして、記載のとおりでありますので省略させていただきます。

35ページの第4、審査の結果であります。

審査に付されました一般会計及び9つの特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、

決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りがないものと認めました。

また、各種の基金運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りがないものと認めました。

全会計とも黒字で翌年に引き継いだことは喜ばしいことであり、今後も引き続き効率的な財政運営を図り、村民生活向上のため各種事業の推進に努めていただきたいと思います。

以上により、平成30年度鮫川村一般会計及び各特別会計の決算は正当であると認めるものであります。

以上をもちまして、平成30年度鮫川村一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書の説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 以上で、代表監査委員の報告は終わりました。

◎議案第93号～議案第102号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第34、議案第93号 令和元年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）から日程第43、議案第102号 令和元年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの10議案を、一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第93号から議案第102号までの10議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第93号 令和元年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

議案書の45ページから48ページを、歳入歳出補正予算事項別明細書3ページをお開き願います。

補正前の予算額296万5,373円に対し、今回24万3,248円を増額し、補正後の予算総額320万8,621円とするものであります。

歳入です。

事項別明細書4ページをごらんいただきます。

主なるものを説明いたします。

1 款村税、1 項村民税、1 目個人村民税、2 節滞納繰越分58万3,000円では、平成27年度

個人村民税の納税組合外の方に係る未納分であります。

同じく 2 項 1 目固定資産税、 2 節滞納繰越分12万5,000円及び同じく 3 項 1 目軽自動車税、 2 節滞納繰越分 4 万8,000円は、平成30年度の納税組合外の方に係る未納分であります。

2 款地方譲与税、 4 項 1 目 1 節森林環境譲与税724万1,000円は、地球温暖化や災害の防止を図るため、森林整備等に必要な地方の財源を確保するために新たに創設されたもので、市町村の私有林・人工林面積、林業従事者数、人口の 3 つの基準によって譲与税が算定されます。

9 款 1 項 1 目 1 節地方交付税6,000万円の増額補正は、令和元年度普通地方交付税額が決定したものによるものであります。

5 ページ、13款国庫支出金、 2 項国庫補助金、 4 目土木費国庫補助金、 1 節道路橋りょう費補助金 1 億2,036万円の減額は、社会資本整備総合交付金の配分額が減少したことによる減額であります。

6 ページをお開き願います。

14款県支出金、 2 項県補助金、 4 目農林水産費県補助金、 1 節農業費補助金276万3,000円は、大塩農事組合構成員が所有する987アールの農地を農地中間管理機構に貸し出し、農地を集積したことによる協力金です。

15款財産収入、 2 項財産売払収入、 2 目不動産売払収入、 2 節土地売払収入119万6,000円は、国道289号改良工事に伴う村有地の売り払い及び旧青生野小教員住宅の土地売却収入によるものであります。

16款 1 項寄附金、 2 目 1 節農林水産業費寄附金の林業費寄附金50万円は、舘山公園整備事業のため、前副村長白坂利幸様からの寄附金であります。

同じく、 3 目 1 節教育費寄附金は、前村長大樂勝弘様から200万円及び前教育長奥貫洋様から30万円の寄附金であります。

7 ページです。

17款繰入金、 2 項基金繰入金、 1 目 1 節財政調整基金繰入金2,000万円の増額は、障害者福祉施設整備事業費に充てるための繰入金です。

18款繰越金の前年度繰越金は 1 億5,220万5,000円の増額です。平成30年度の決算剰余金で、補正後の額は 1 億7,200万5,000円となっております。

20款 1 項村債ですが、議案書の48ページ、第 2 表地方債補正表をあわせてごらんください。

1 目 1 節の辺地対策事業債は160万円を減額し2,900万円に、同じく 2 目 1 節の過疎対策事

業債は、640万円減額し4,860万円に減額補正いたします。

8ページをお開きください。

同じく、4目1節の臨時財政対策債は、当初6,150万円で計上していたものに対して、発行可能額決定により690万円を減額補正し、5,460万円にするものであります。

9ページをお開きください。

歳入です。

1款1項1目会議費、18節備品購入費37万8,000円は、常任委員会の事務や議会広報編集に使用するパソコン及び議場質問者用台の購入費です。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、13節委託料139万7,000円は、財産台帳整備業務について整備する箇所を追加して実施するものであります。

同じく25節積立金の財政調整基金8,784万6,000円の増額は、法の定めにより決算剰余金の2分の1の額を財政調整基金に積み立てるもの及び教育施設整備基金に5,000万円、ふるさとづくり基金に21万円、公有施設整備基金に1,000万円を積み立てるものであります。

6目企画費、13節委託料のうち住民意識調査業務委託194万1,000円は、第4次振興計画の5年目に当たる今年度において、前期計画の検証を行い、後期計画の策定に向けて住民アンケート調査を実施するためのものであります。

10ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、5目障害者福祉費、19節負担金、補助及び交付金2,000万円は、社会福祉法人鮫川福祉会が行うグループホーム整備事業に対する補助金であります。

同じく2項児童福祉費、2目児童措置費、23節償還金、利子及び割引料191万6,000円は、平成30年度分の給付費の精算による国・県への償還金であります。

同じく5目こどもセンター費、15節工事請負費49万5,000円は、こどもセンターの1階東側のオープンスペースの天井板が湿気の影響でかびてしまったために、子供たちに健康被害が生じないように天井板を張りかえるためのものであります。

12ページをお開き願います。

6款農林水産費、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金、補助及び交付金のうち、農産物被害防止対策事業26万2,000円の増額は、電気牧柵の鳥獣被害防止施設等資材購入費補助金が、当初の見込みより増えているための増額であります。同じく機構集積協力金276万3,000円は、農地中間管理機構から補助金を該当農事組合に交付するものであります。

同じく5目畜産業費、19節負担金、補助及び交付金100万円は、飼養頭数が10頭以上の畜

産農家に義務づけられている堆肥化施設の設備に関する補助金であります。

13ページです。

同じく2項林業費、1目林業総務費、25節積立金の館山公園整備推進事業基金50万円は、館山公園整備のためにいただいた寄附金を基金に積み立てるものであります。

同じく28節繰出金724万1,000円は、森林環境譲与税を用途が決まるまで積み立てるものであります。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、19節負担金、補助及び交付金の東白川サイクリング推進協議会負担金50万円は、東白川郡の4町村が連携して推進していくこととなりました、東白川地方自転車活用推進のための負担金であります。

同じく2項道路橋りょう費、1目道路維持費、15節工事請負費500万円の増額は、道路の維持補修工事のためのものであります。

14ページです。

2目道路新設改良費、15節工事負担費1,518万5,000円の減は、村道戸草・関口線ほか、舗装補修工事の事業費の減によるものであります。

9款1項消防費、2目消防施設費、19節負担金、補助及び交付金852万9,000円の増は、白河地方広域圏管内の消防施設整備に伴う震災復興特別交付税分の負担金分の増であります。

同じく3目水防費、11節需用費の385万9,000円の増額補正は、棚倉消防署鮫川分署に設置してある防災無線の親局の遠隔制御装置の落雷による故障の修繕と、役場に設置してある防災無線の親局の整流器が経年劣化による故障の修繕費であります。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、28節繰出金の230万円は、教育費寄附金を奨学基金に積み立てるものであります。

16ページをお開き願います。

同じく6項保健体育費、2目体育施設費、13節委託料875万円は、青少年広場大規模改修設計業務の委託料であります。

同じく15節工事請負費409万2,000円の増額は、青少年広場のり面補修工事及び西野のグラウンドの補修工事のための増額補正であります。

13款予備費であります。今回3,007万7,000円を増額補正して、補正後の予算額を3,637万1,000円とするものであります。

続いて、特別会計の補正予算の説明をさせていただきます。

議案第94号 令和元年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）に

ついて説明を申し上げます。

議案書の49ページ、50ページ、歳入歳出補正予算事業別明細書の20ページをお開きいただきます。

補正前の予算額が4億3,400万5,000円に対して、今回235万3,000円を増額して、補正後の予算額を4億3,635万8,000円とするものであります。

歳入です。

事項別明細書の21ページをお開き願います。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、4節医療給付費分、過年課税分ですね、29万3,000円から、6節介護納付金分、過年課税分8万3,000円は、平成30年度の納税組合外の方に係る未納分であります。

6款1項1目1節繰越金の前年度繰越金は187万9,000円の増額で、補正後の予算額は188万円となります。

歳出です。

22ページをごらんください。

6款1項基金積立金、1目国保基金積立金、25節積立金の保険給付費支払準備基金187万9,000円の増額は、前年度繰越金を保険給付費支払準備基金に積み立てるものであります。

9款1項1目予備費を52万8,000円増額いたします。

次に、議案第95号 令和元年度鯨川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

議案書の51ページ、52ページ、歳入歳出補正予算特別事項明細書の23ページをお開きください。

補正前の予算額7,394万9,000円に対して、今回333万円を増額し、補正後の予算総額を7,727万9,000円とするものであります。

歳入です。

事項別明細書の24ページをお開き願います。

4款1項1目1節繰越金の前年度繰越金は333万円の増額であります。

歳出です。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、11節需用費のうちの修繕料10万円は、エアコン修繕のための増額補正であります。

3款1項1目予備費は、当初予算の40万円に対して310万6,000円を増額補正し、補正後の

予算額を350万6,000円にするものであります。

次に、議案第96号 令和元年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

議案書の53ページ、54ページ、事項別明細書の25ページをお開きください。

補正前の予算総額1億2,712万5,000円に対して、今回839万4,000円を増額し、補正後の予算額を1億3,551万9,000円にするものであります。

歳入です。

事項別明細書の26ページをお開き願います。

4款1項他会計繰入金、1目1節の一般会計繰入金を465万4,000円補正増するものであります。

5款1項1目1節繰越金の前年度繰越金130万3,000円は、平成30年度による増額で補正後の予算額を160万3,000円とするものであります。

6款諸収入、2項2目1節雑入243万7,000円の増額、落雷により被災した水道施設の災害共済金18万7,000円と、国道289号改良工事に伴う配水管の移設補償費225万円によるものであります。

歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、27節公課費の80万円は、消費税の納税額がふえたことにより増額補正であります。

2款施設費、1項1目施設管理費、11節需用費321万8,000円の増額は、鮫川簡易水道の鉾木田接合井第1、第2水源取水流量計及びテレメーター等の修繕に要するものであります。

同じく15節工事請負費385万円の増額は、国道289号改良工事に伴う大犬平地内の配水管付設がえですね、による工事のものであります。

4款1項1目予備費は、補正前予算額は138万1,000円から38万1,000円を減額補正し、補正後の予算額を100万円とするものであります。

次に、議案第97号 令和元年鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

議案書の55ページ、56ページ、特別明細書の38ページをお開き願います。

補正後の予算額1,055万円に対して、今回174万3,000円を増額し、補正後の予算額を1,229万3,000円とするものであります。

事項別明細書の29ページをお開き願います。

歳入です。

4款繰越金の前年度繰越金は174万3,000円の増額であります。

歳出です。

1款総務費、1項1目村営バス事業費、12節役務費の手数料3万3,000円は、アルコール検知器を校正するための手数料の増額補正であります。

3款1項1目予備費は、当初予算の21万1,000円に対して171万円を増額補正し、補正後の予算額を192万1,000円とするものであります。

次に、議案第98号 令和元年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書の57ページ、58ページ、事項別明細書の30ページをお開きください。

補正前の予算額3,483万3,000円に対して、今回142万7,000円を増額し、補正後の予算額を3,626万円とするものであります。

31ページをお開きください。

歳入です。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金は、67万1,000円で補正増をいたします。

4款繰越金は、前年度繰越金75万6,000円を増額補正し、補正後の予算額を85万6,000円とするものであります。

歳出です。

1款施設費、1項1目施設管理費、11節需用費の修繕料138万1,000円の増額は、中野地区農業集落排水処理施設のポンプ、フロートスイッチ、し渣脱水機の修繕のための増額補正であります。

次に、議案第99号 令和元年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

議案書の59ページ、60ページ、事項別明細書の32ページをお開きください。

補正前の予算総額4億9,182万2,000円に対して、今回1,402万3,000円を増額し、補正後の予算総額を5億584万5,000円とするものであります。

事項別明細書の33ページをお開き願います。

歳入です。

6款繰入金、2項基金繰入金、1目1節介護給付費準備基金繰入金を200万円増額補正す

るものであります。

7款繰越金の前年度繰越金は1,153万8,000円の増額であります。

34ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料29万7,000円は、令和元年度介護報酬改正等に伴うシステム改修事業の補正増であります。

35ページをお開きください。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、23節償還金利子及び割引料において、平成30年度介護給付費負担金償還金1,044万9,000円のほか、1件合わせて1,061万4,000円を償還するものであります。

同じく2項繰出金、1目一般会計繰出金、28節繰出金228万2,000円は、一般会計に繰り出しするものであります。

6款1項1目予備費は83万円を増額するもので、補正後の予算額は103万円となります。

次に、議案第100号 令和元年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書の61ページ、62ページ、事項別明細書の36ページをお開きください。

補正後の予算額1,397万円に対して、今回240万5,000円を増額し、補正後の予算総額を1,637万5,000円とするものであります。

歳入です。

事項別明細書の37ページをお開きください。

3款1項1目1節繰越金は、240万5,000円の増額であります。

歳出です。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、7節賃金は、臨時雇用賃金を158万3,000円増額し、11節需用費は修繕費賄い材料費、合わせて53万9,000円を増額補正するものであります。

2款予備費において、前年度繰越金のうち28万3,000円を増額するもので、補正後の予算額は49万円となります。

次に、議案第101号 令和元年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

議案書の63ページ、64ページ、事項別明細書の38ページをお開き願います。

補正後の予算1億41万6,000円に対して、今回22万6,000円を増額し、補正後の予算総額を

1億64万2,000円とするものであります。

歳入歳出です。

事項別明細書の39ページをお開き願います。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金を5,000円増額し、3款1項1目1節繰越金の前年度繰越金22万1,000円を増額補正するものであります。

歳出においては、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料5,000円の増額は、消費税増税に伴う補正であります。

3款1項1目予備費は、繰越金と同額の22万1,000円を増額補正するものであります。

次に、議案第102号 令和元年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてのご説明を申し上げます。

議案書の65ページ、66ページ、事項別明細書の40ページをお開きいただきます。

補正後の予算3,779万3,000円に対して、今回7万4,000円を増額し、補正後の予算総額3,786万7,000円とするものであります。

歳入です。

事項別明細書の41ページをお開き願います。

3款繰越金の前年度繰越金は7万4,000円の増額であります。

歳出においては、3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金、28節繰出金で5万円を一般会計に繰り出しし、4款1項1目予備費において2万4,000円を増額補正するものであります。

以上で、議案第93号から第102号まで10議案の説明とさせていただきます。

原案にご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

◎議案第103号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第44、議案第103号 財産の取得についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第103号 財産の取得についてご説明を申し上げます。

議案書の67ページをごらんいただきます。

令和元年8月21日に旧つるや旅館の建物について、契約金額2,700万円で村が購入する内

容の不動産売買契約書を、所有者である窪木ヨシ氏及び同氏の法定代理人である横村利勝弁護士と締結いたしました。

取得する財産は、ここに表記のとおりであります。

地方自治法96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で議案第103号の説明とさせていただきます。

原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

◎議員派遣について

○議長（星 一彌君） 日程第45、議員の派遣についてを議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第122条の規定に基づき、東白河地方町村議会議員研修会及び福島県町村議長会主催の町村議会議員研修会に議員の派遣を決定しようとするものです。

お諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣することと決定いたしました。

なお、お諮りします。

ただいま議決いたしました議員の派遣について、諸般の事情により変更する場合、議長に一任を願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

◎散会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

20日、24日、25日は、両常任委員会合同の議案調査を行います。

25日は、午前は現地調査を予定しております。

26日は午前10時から本会議を開きます。

なお、21日、22日、23日は休会いたします。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時37分)

第 5 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和元年第5回鮫川村議会定例会

議事日程(第2号)

令和元年9月26日(木曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第 69号 鮫川村森林環境譲与税基金条例
質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第 70号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第 71号 鮫川村税条例等の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第 72号 鮫川村行政財産使用料条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第 73号 語学指導等を行う外国青年の報酬に関する条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 6 議案第 74号 鮫川村認定こども園条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 7 議案第 75号 鮫川村公民館条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 8 議案第 76号 鮫川村青少年広場設置条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 9 議案第 77号 鮫川村村民体育館設置条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 10 議案第 78号 鮫川村農業者トレーニングセンター設置条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 11 議案第 79号 鮫川村保育料に関する条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決

- 日程第12 議案第 80号 鮫川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第13 議案第 81号 鮫川村河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第14 議案第 82号 鮫川村公共物管理条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第15 議案第 83号 平成30年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第16 議案第 84号 平成30年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳
出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第17 議案第 85号 平成30年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳
出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第18 議案第 86号 平成30年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
質疑・討論・採決
- 日程第19 議案第 87号 平成30年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
質疑・討論・採決
- 日程第20 議案第 88号 平成30年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
質疑・討論・採決
- 日程第21 議案第 89号 平成30年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい
て
質疑・討論・採決
- 日程第22 議案第 90号 平成30年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定につい
て
質疑・討論・採決
- 日程第23 議案第 91号 平成30年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認

定について

質疑・討論・採決

日程第24 議案第 92号 平成30年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
について

質疑・討論・採決

日程第25 議案第 93号 令和元年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）

質疑・討論・採決

日程第26 議案第 94号 令和元年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第2号）

質疑・討論・採決

日程第27 議案第 95号 令和元年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算
（第2号）

質疑・討論・採決

日程第28 議案第 96号 令和元年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

質疑・討論・採決

日程第29 議案第 97号 令和元年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第1号）

質疑・討論・採決

日程第30 議案第 98号 令和元年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

質疑・討論・採決

日程第31 議案第 99号 令和元年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第2号）

質疑・討論・採決

日程第32 議案第100号 令和元年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第1号）

質疑・討論・採決

日程第33 議案第101号 令和元年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）

質疑・討論・採決

日程第34 議案第102号 令和元年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

質疑・討論・採決

日程第35 議案第103号 財産の取得について

質疑・討論・採決

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第35まで議事日程に同じ

追加日程第1 議案第104号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由の説明・採決

追加日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
提案理由の説明・採決

出席議員（10名）

1番	関根浩治君	2番	森隆之君
3番	遠藤貴人君	5番	堀川照夫君
6番	北條利雄君	7番	関根英也君
8番	前田雅秀君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	関根政雄君	教育長職務代理者	阿久津光市君
総務課長	鏑木重正君	住民福祉課長	斉藤利己君
農林商工課長	星徹君	地域整備課長	鈴木守弘君
教育課長	渡邊敬君	代査委員	森洋君
会計兼出納室長	鈴木節子君		

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	古館甚子	書記	矢吹かおり
------	------	----	-------

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎議案第69号～議案第82号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第1、議案第69号 鮫川村森林環境譲与税基金条例から日程第14、議案第82号 鮫川村公共物管理条例の一部を改正する条例までの14議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第69号 鮫川村森林環境譲与税基金条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第70号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第71号 鮫川村税条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第72号 鮫川村行政財産使用料条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第73号 語学指導等を行う外国青年の報酬に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第74号 鮫川村認定こども園条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第75号 鮫川村公民館条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第76号 鮫川村青少年広場設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第77号 鮫川村村民体育館設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第78号 鮫川村農業者トレーニングセンター設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第79号 鮫川村保育料に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第80号 鮫川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第81号 鮫川村河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第82号 鮫川村公共物管理条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第83号～議案第92号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第15、議案第83号 平成30年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第24、議案第92号 平成30年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、北條利雄君。

○6番（北條利雄君） 平成30年度の各会計の決算認定、それから主要施策の成果、予算執行の実績を審査してまいりました。

この中で、監査につきましては毎月の定例監査、報告が定期的に文書でなされ、決算監査についても、今般の議会で代表監査委員から報告がなされております。しかし、多種多様にわたる広域圏一部事務組合や町村会、それから陳情などを含む行政報告がほとんどなされていませんでした。議会側の活動も同様であり、議会代表としてなる当事者以外、情報を共有することがほとんどない状況でありました。

これらを改善すべく、今回から議会側の広域圏や衛生組合、町村会も含めて、結果は文書で各議員に配付されることとなりますが、村長の活動を含む行政報告、活動報告も日時、場所、項目、要点を記載した文書の定例配付を行い、情報共有をしながら原点に立ち返り、村政を進展させる改善を図るべきだと私は考えております。他の自治体では、定例議会ごとにまとめて報告する自治体もございますが、活動範囲の多さから、監査報告と同様に毎月、文書による定例報告とすべきであると考えます。

これらは、9月定例議会前の議会運営委員会でも提案を行いました。改めて、村長の考えを伺います。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

○村長（関根政雄君） 6番、北條議員の質疑にお答えをいたします。

先般の議会運営委員会の中でも、同様のご提案といたしますか、行政の経過、そこまでたどり着くまでの経過、さらには各執行、それから会議等の中身等の詳細をご報告いただきたいということを議運でもお話をいただきました。

まさに村づくり全般にわたって情報を、まず行政が把握している情報、個人情報とか秘密的なものは別として公開すべきもの、これは当然公開していくべきであります。さらには、それを議会、村民にも大事な案件は経過を、説明責任を果たしていくべきだと考えております。

今後、数々の会議、数々の陳情、今般も台風18号の被害状況、これも議員さんのほうにはお配りをさせていただきましたが、まず現状を知ること、そしてまた、そのために何ができるかというのは、執行側、それから議会の皆様方と情報を共有して、さらに大事なものにつきましては、村民にも逐次、公開性を高めていくための、今後、施策の共有、それから情報の共有を進めてまいりたいなと思っております。

さきの一般質問でも北條議員のほうから自治基本条例の制定ということがありましたが、基本条例を制定する中においても、そういった公開性を高める、また情報を共有するというを常に行政側が多くの村民と、それから議会の中でも公開していくという方向で定めていくということを前提に、これからそのような方向性を持って、皆さんとともにいい村をつくるために情報、それから共有させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條利雄君。

○6番（北條利雄君） 村長から回答いただきましたけれども、今回の議案調査の中でもいろんな報告がなされました。ものすごい改善点があったと思います。その中で、ちょっとあともう少し改善してほしいと思ったのは、要するに今般も中心地域活性化協議会ということで、この地方の委員会の経過報告がなされました。まことにわかりやすくなっています。

それ以外に、前の、前年度から組織されて活動されると思われまます。例えば、青生野地区の再生可能エネルギー推進協議会、これも途中でどうなっているかわからないという委員の方もいらっしゃる、その事業がどういう進捗されているのかというのがわからない、これは経過が、まことに協議会の中身を報告されていないので、協議会はつくっているけれども、その後どうなっちゃっているかわからない、会議も開かないという状態があります。

これらは、やはり村が設立した協議会でありますし、特に関係する村民の皆さんも不安だし、どうなっちゃっているのかという話であります。こういうのは、だめならだめと明らかにすべきで、協議会をただ立ち上げていけば時間が過ぎるのを待っているだけじゃありませんので、この辺をもう一度ご答弁いただいて、やはりきちんと改善いただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 数々の策定委員会、それから協議会、さらには村民が参画している、村にとっては村民が知りたがっているといったらあれですけども、本当に関心が高い問題に関しては、常々情報を皆さんにも提示していきたいと思っております。

先ほどの青生野のメガソーラーの件でありますけれども、先般、設置者のほうから村長がかわったということもあってなのか、ご挨拶に来てですね、今までの経過、それから今後の方針につきましてご説明をしたいという申し入れがありましたので、まず、私も詳細はよくまだ説明を設置者のほうから受けておりません。ですから、設置者、それから地元の地権者代表の方々がおいでになると聞いておりますから、そういった内容につきましてもまずお聞きした上で、今後その会議を開催して、地権者、また委員さんの組織もあるようでありますので、その内容につきましても逐次ご報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで質疑は終わります。

これから討論を行います。

6番、北條利雄君。

○6番（北條利雄君） 私は、平成30年度一般会計歳入歳出決算認定に反対の立場から討論いたします。

この決算について反対の理由を述べます。

平成30年度の一般会計から特別会計の提案されました議案を審査しましたが、決算審査を通して、全体的におおむね良好に予算執行がなされておりました。しかし、平成30年度の一般会計決算の中で、8款3項2目13節土木費、住宅費、住宅建設費、委託料の反田住宅地質調査業務84万8,880円、さらに反田住宅建設工事設計業務718万4,160円の合計803万3,040円の支出がなされております。

これらの事業は、主要施策の中にも記載のとおり、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯

など、各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供するため、居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため、反田地内に平家建て1棟3戸の新築住宅を整備するためのその前段とする事業でございました。しかし、議会に対する経過や変更説明もなく、今後、住宅建設を保留とする説明がなされました。国庫補助金を伴う莫大な事業費を投入したにもかかわらず、建設計画の見通しの甘さを露呈したものであると言わざるを得ません。まさに、限りある公金の無駄な支出であります。

地方自治体本来の役割は、住民の福祉の向上、つまり村民の暮らしが安心・安全、豊かになるように、さまざまな施策を推進することにあります。地方自治の本旨に照らせば、これらの行政執行手続はそこから大きく乖離しています。そのことがはっきりと見えた一部の決算だったと思います。

本村の予算の財政状況や支出構造を見ると、安易で無計画な予算執行は避けなければならないのは当然であります。村民の安全・安心、利便性向上に大きく転換することを強く求めるものであります。

鮫川村の未来の戦略は、今の課題に重点を置きながら、その課題の解決と、将来を豊かにする政策を太い線をつないでいくことだと思います。それには、今生きておられる村民が安心して暮らせる鮫川村を築いていく視点、さらには安全な村、鮫川村を未来の村民に引き継ぐ視点、この双方が必要であります。さらに、事業等予算の執行には、PDCAサイクル、プラン（計画）、ドゥー（実行）、チェック（評価）、アクション（改善）など、施策決定のプロセス、流れが必要であります。これらも不透明であります。

行政にとって最も重要な予算の場合は、議会承認が得られないと予算を執行することができず、行政機能の一部がストップするなど、重大な影響が発生します。しかしながら、決算は既に執行されてしまっているのも、それらを審査している状態であるため、議会が不認定をしても、次年度に対する警告程度の意味合いにしかありません。しかし、先ほど述べた視点を持って、これからの各種事業運営と予算執行をされることを期待し、残念であります。今回提案された平成30年度一般会計歳入歳出決算認定については、承認しがたいものであります。

私の反対討論といたします。

○議長（星 一彌君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

10番、宗田雅之君。

○10番（宗田雅之君） 今回の一般会計、反田地区の住宅建築工事設計業務に賛成の立場で

意見を申し上げます。

この事案は、年々人口が減少する中で、若者の定住化を図るための住宅建築であり、過疎化の防止、地域の活性化のためには必要不可欠な施策であります。建設予定された富田地区は高齢化率が高く、地域の活性化を図るために、以前あった古くなった建物を建てかえる計画は考えられることであり、私たち議会も予算案には賛成の立場で議決をしている案件であります。

ただ、計画をする中で、社会の情勢を鑑み、見直しも重要であり、一步踏みとどまって検討することも大変大切なことであり、必要内の経費の削減になるものと考えます。

今後も、このような施策が数ある中で、行政、議会がより一層慎重に審議、検討できる環境ということをお願い、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（星 一彌君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで討論は終わります。

これから議案第83号 平成30年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第84号 平成30年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第85号 平成30年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第86号 平成30年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第87号 平成30年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第88号 平成30年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第89号 平成30年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第90号 平成30年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第91号 平成30年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第92号 平成30年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第93号～議案第102号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第25、議案第93号 令和元年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）から日程第34、議案第102号 令和元年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの10議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 議案第100号ですね、令和元年度鮫川村交流施設特別会計補正予算、今回、補正でもって204万5,000円が計上されております。このことについては、まあ前回説明がございましたとおりで、収入に対する4倍の補正があるということで、このことについて村長、これは毎回指摘されて議員時代にも承知のことだと思っておりますので、今後、このことについてどう考えておられるか、これについて願います。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

○村長（関根政雄君） 交流施設の件につきましては、毎回、前田議員からも運営の内容、そしてまた、今後のどのように継続していくのか、村長のお考えをとということで、先般もお尋

ねをいただいたところであります。

今回、補正増につきましての内容につきましては、担当課長のほうから詳細を説明をさせていただきますが、今、この前もお話をしましたとおり、まずあの施設そのものは、もう長年の都市との交流施設ということで建設されて、長年の間、特に大学関係者、また都市との交流をさせていただく上で拠点となってきた施設でございますので、目的はほぼ果たしてきているのかなど。それとまた、耐用年数といえますか、建物も年々古くなっておりますけれども、きょうもあそこの施設を使わせていただきますが、年々中身が清楚にきれいに、また外周りも整然となって、お客様がふえているという状況になっておりますが、ただ、経営上、お客様がどんどん入ると、人件費等の割合がふえるということで、利益をどんどんと生み出すというような、そのような経営の仕掛けにはなっておらないのが現状であります。

この前も話しましたとおり、今後その運営につきましては、今これから改修しようとするつるや旅館の宿泊地の旅館の運営ですね、その軌道がどこまで、いつの時点で軌道に乗るかということも鑑みまして、そして交流施設の今後の運営の仕方、また地元の方も雇用されておるといことも頭に置きながら、どのような形がいいのか、皆さんとご相談していきたいと思っております。

さらに、この補正の内容につきましては、担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長、星徹君。

○農林商工課長（星 徹君） 農林商工課長です。

今回の補正の内容につきましては、当初見込んでおりました人件費がですね、ことしは5月連休ということで、大型連休があったり、夏季休業中というか、夏休み中の期間で利用客がふえたことによりまして、今回人件費の補正を提案したところです。

収入につきましても、昨年比4月から8月までで当初見込みより50万ほどふえておりますので、その部分で人件費、今回150万ほど上げておりますが、中身としましては、収入がふえても施設の老朽化や施設のつくりによって経費がかさんでいるという部分もありますので、収入が即人件費全てに賄えるというような状態ではないので、今後も努力しながら、人件費を抑えたり、それぞれの経費を抑えての営業を図っていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 村長の話では、今後皆さんと相談していくというふうなお話であります。先般、今、村長に申しましたとおり、つるや、一昨日、現地調査ということで見てまいりました。

今回、提案をされておりますが、取得されるということになれば、即営業に向けた準備が必要かなというふうに考えておりますし、前々から宿泊施設確保後は、交流施設の閉鎖をも視野に入れて、そのような経費の、今までのね、財政赤字を来してきた分に対しては、決断を下さなくちゃならないというようなことで現在まで来ているわけですが、新しい村長になって、一つの決断、それは必要かなというふうに考えておりますが、その辺のね、決断をやっぱり示してほしいなど。どうなのか、これもまた、先ほども申しましたが、50万の収入を得るために、課長が今、150万というようなことですが、賄い費そのほかにあって200万出ているんですね。4倍ですね。補助が来るから、都市交流施設だから、置かなくちゃならないというような考えで、村民の大多数の意見を聞いておられるはずですね、議員時代から。今もって就任されて、その決断力を示していただきたいというふうに考えて質疑をしているわけなので、その決断力を示していただきたいと。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 私も民間の経営者の上がりですので、当然入ってくるお金と、それから出るお金のバランスが崩れると企業は倒産しますから、ただ、この施設は公的な施設だということで、長年、赤字分を繰出金として補填をしながら、交流施設ということで、施策の一つとして長年持ってきたわけですが、先ほど申し上げましたとおり、長年のその役目はほぼ終わっているのかなということもあります。ただ、つるや温泉旅館がいつの時点で、これから、この前も私、申しましたように、公設民営で、これから基本的には、経営される方を「ほっとはうす」でご指摘されるような、つるや旅館を村が直営で経営して、そして公的なお金を赤字補填としてどんどんと繰り入れるような、そのような経営であってはならないと思っております。ですから、つるや旅館も、本当におやりになりたい方を募集して、あそこで利益を上げていただくという、民間感覚のたけている方の募集をご承認いただいた後ですぐに始まらなくてはならないと思っておりますし、そのオープン時期がいつなのかということも鑑みまして、今ただされた、じゃどのような決断を持っているかということで、その目鼻がついて、そしてまた、建物、「ほっとはうす」のですね、建物の老朽化と鑑んで、いずれあの施設は民間に譲渡するかですね、閉鎖するわけにはいかないと思うのですよ。ですから、あそこで経営をおやりになりたいという方がいらっしゃれば、公募してでも、ペンショ

ンにでも、本当に中を改造してでもお使いいただくような、そのような切りかえはする覚悟ではあります。ただ、時期に関しては、今、申し上げることができません。そのような考えは持っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第93号 令和元年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第94号 令和元年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第95号 令和元年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第96号 令和元年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第97号 令和元年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第98号 令和元年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第99号 令和元年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第100号 令和元年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第101号 令和元年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第102号 令和元年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第103号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第35、議案第103号 財産の取得についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第103号 財産の取得についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。

(午前10時47分)

○議長（星 一彌君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（星 一彌君） お諮りします。

ただいま村長から、議案第104号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての1諮問が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第2とし議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1から追加日程第2とし議題とすることに決定いたしました。

◎議案第104号の上程、説明、採決

○議長（星 一彌君） 追加日程第1、議案第104号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

ただいま議題にありますこの件について、地方自治法第117条の規定によって、阿久津光市君を除斥といたします。

阿久津光市君を退場願います。

〔教育長職務代理 阿久津光市君 退場〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第104号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましてご説明を申し上げます。

今回、教育委員会委員に任命したく、同意を求める方は、鮫川村大字西山字折戸74番地、阿久津光市氏であります。

現在、鮫川村では教育委員として3名の方にご活躍をいただいておりますが、そのうちの1人、阿久津光市氏が、今月30日で4年間の任期が満了となります。阿久津光市氏は昭和34年8月25日生まれの60歳の方であります。いろいろと鮫川村のためにご活躍をいただい

おります。ふくしま駅伝の鮫川チームの監督としても尽力され、選手たちの活動の原動力になっている方でもあります。ぜひ、引き続き村の教育に携わっていただきたく、ご推薦を申し上げます。

皆様方のご同意をいただき、任命させていただきたいと思いますので、ご理解の上、ご同意をお願い申し上げます、説明にかえさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから議案第104号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

阿久津光市君の入場を求めます。

〔教育長職務代理 阿久津光市君 入場〕

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（星 一彌君） 追加日程第2、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につきまして意見を求めることについてご説明を申し上げます。

人権擁護委員は、市町村長が議会の意見を聞いて推薦をし、法務大臣が委嘱することになっております。

今回、人権擁護委員に推薦する方は、鮫川村大字赤坂西野字火打石9番地1の佐藤文夫氏

であります。生年月日が昭和27年10月28日ですから、66歳となります。

佐藤氏は、昭和46年から42年間、鮫川村役場に勤務し、平成25年3月31日に定年退職をいたしました。平成26年1月1日から令和元年12月31日までの2期6年間、人権擁護委員としてお勤めいただいているところではありますが、令和元年12月31日に、あと3カ月後に、任期満了ということであります。再度3年間、人権擁護委員としてお勤めいただきたく、皆様方のご意見を求めるものであります。

ご賛同いただきますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います
が、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本案は、佐藤文夫さんが人権擁護委員に適任者であることを議会の意見として答申したい
と思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号を諮問どおり答申することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和元年第5回鮫川村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時55分)

上記会議次第は事務局長古舘甚子の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

令和元年9月26日

議 長 星 一 彌

署 名 議 員 北 條 利 雄

署 名 議 員 関 根 英 也